

現 行	改 正 後
<p>1 金融会社関係一般的事項</p> <p>1-1 法令解釈等の照会を受けた場合の対応</p> <p>1-1-3 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度） 法令適用事前確認手続（以下、「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、法令適用事前確認手続に関する細則を定めている本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ</p> <p>① ~ ③ (略)</p> <p>④ 回答</p> <p>照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。</p> <p>イ. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内</p> <p>ロ. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内</p> <p>ハ. 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内</p> <p>照会書面の記載について補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、</p>	<p>(1) (略)</p> <p>(2) 照会書面受領後の流れ</p> <p>① ~ ③ (略)</p> <p>④ 回答</p> <p>照会を受けた課室の長は、照会者からの照会書面が照会窓口到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。<u>なお、いずれの場合においても、できるだけ早く回答するよう努めることとする。</u></p> <p>イ. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内</p> <p>ロ. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生じるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内</p> <p>ハ. 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内</p> <p>照会書面の記載について補正を求めた場合にあつては、当該補</p>

金融監督等にあたっての留意事項について ―事務ガイドライン― 第三分冊:金融会社関係

現 行	改 正 後
<p>30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。</p> <p>⑤ (略)</p>	<p>正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の見通しを通知することとする。</p> <p>⑤ (略)</p>

現 行	改 正 後
<p>3 貸金業関係</p> <p>3-1 登録の申請、届出関係</p> <p>貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第2章の規定に基づく、貸金業の登録の申請並びに変更及び廃業等の届出の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>3-1-1 登録申請書、届出書の受理</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法人であって、規則第4条第3項第8号に規定するものを有しない者に対する同項第7号に規定する「貸借対照表又はこれに代わる書面」の内容の確認、また、個人に対する同項第9号に規定する「財産に関する調書」（以下「財産調書」という。）の内容の確認に当たっては、必要に応じ、例えば、下記のような書面によるものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>3-4 監督関係</p> <p>法第5章（立入検査関係を除く。）の規定に基づく、貸金業者の監督に当たっては、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>3-4-3 行政処分の連絡</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 登録取消し処分の場合（法第37条、38条）</p> <p>① 登録の取消し処分を行った場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて関係資料を送付するものとする。また、当該関係資料の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。なお、当該貸金業者が法人である場合には、当該取消しの日前30日以内の役員の氏名に関する資料もあわせて送付するものとする。</p>	<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 法人であって、規則第4条第3項第9号に規定するものを有しない者に対する同項第8号に規定する「貸借対照表又はこれに代わる書面」の内容の確認、また、個人に対する同項第10号に規定する「財産に関する調書」（以下「財産調書」という。）の内容の確認に当たっては、必要に応じ、例えば、下記のような書面によるものとする。</p> <p>①～⑤ (略)</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 登録取消し処分の場合（法第37条、38条）</p> <p>① 登録の取消し処分を行った場合には、監督局金融会社室、管内都道府県及び他の財務局あて関係資料を送付するものとする。また、当該関係資料の送付を受けた財務局は、その管内の都道府県あて当該関係資料の写しを送付するものとする。なお、当該貸金業者が法人である場合には、当該取消しの日前30日以内の役員の氏名（<u>法人にあっては、商号又は名称</u>）に関する資料もあわせて送付するものとする。</p>

現 行	改 正 後												
<p>② (略)</p> <p>別紙様式 7</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">通知の日前 30 日以内の 役員の氏名</td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【3-6 貸金業協会に対する監督、信用情報機関】関係様式 別紙様式 2</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">⑨ 役 員</th> </tr> <tr> <th style="width: 70%;">役 職</th> <th style="width: 30%;">氏 名</th> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【3-6 貸金業協会に対する監督、信用情報機関】関係様式 別紙様式 3</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	通知の日前 30 日以内の 役員の氏名		⑨ 役 員		役 職	氏 名	<p>② (略)</p> <p>別紙様式 7</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">通知の日前 30 日以内の 役員の氏名 <u>(法人にあっ ては、商号又は名称)</u></td> <td style="width: 80%;"></td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【3-6 貸金業協会に対する監督、信用情報機関】関係様式 別紙様式 2</p> <p style="text-align: center;">(略)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">⑨ 役 員</th> </tr> <tr> <th style="width: 70%;">役 職</th> <th style="width: 30%;">氏 名 <u>(法人にあっ ては、商号又は名称)</u></th> </tr> </table> <p style="text-align: center;">(略)</p> <p>【3-6 貸金業協会に対する監督、信用情報機関】関係様式 別紙様式 3</p> <p style="text-align: center;">(略)</p>	通知の日前 30 日以内の 役員の氏名 <u>(法人にあっ ては、商号又は名称)</u>		⑨ 役 員		役 職	氏 名 <u>(法人にあっ ては、商号又は名称)</u>
通知の日前 30 日以内の 役員の氏名													
⑨ 役 員													
役 職	氏 名												
通知の日前 30 日以内の 役員の氏名 <u>(法人にあっ ては、商号又は名称)</u>													
⑨ 役 員													
役 職	氏 名 <u>(法人にあっ ては、商号又は名称)</u>												

金融監督等にあたっての留意事項について -事務ガイドライン- 第三分冊:金融会社関係

現 行	改 正 後								
<table border="1" data-bbox="188 280 1095 424"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="188 280 1095 339">⑨ 役 員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="188 339 833 424">役 職</td> <td data-bbox="833 339 1095 424">氏 名</td> </tr> </table> <p data-bbox="613 504 667 536">(略)</p>	⑨ 役 員		役 職	氏 名	<table border="1" data-bbox="1167 280 2074 459"> <tr> <td colspan="2" data-bbox="1167 280 2074 339">⑨ 役 員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1167 339 1816 459">役 職</td> <td data-bbox="1816 339 2074 459">氏 名 (法人にあっては、<u>商号又は名称</u>)</td> </tr> </table> <p data-bbox="1592 504 1646 536">(略)</p>	⑨ 役 員		役 職	氏 名 (法人にあっては、 <u>商号又は名称</u>)
⑨ 役 員									
役 職	氏 名								
⑨ 役 員									
役 職	氏 名 (法人にあっては、 <u>商号又は名称</u>)								

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）（新旧対照表）

現行	改正後
<p>6 商品ファンド業関係</p> <p>6-2 申請及び届出</p> <p>6-2-2 変更認可の申請</p> <p>変更認可申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意し、当該申請書に不備がないかを確認のうえ、受理するものとし、当該申請書及びその写し一通を遅滞なく監督局長に進達するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>資本の額</u>又は出資の総額を減少する場合にあっては、当該変更後第6条第1項第1号及び第6号に規定する許可の基準を損なうことがないか。</p>	<p>6 商品ファンド業関係</p> <p>6-2 申請及び届出</p> <p>6-2-2 変更認可の申請</p> <p>変更認可申請書の提出があったときは、次に掲げる事項に留意し、当該申請書に不備がないかを確認のうえ、受理するものとし、当該申請書及びその写し一通を遅滞なく監督局長に進達するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>資本金の額</u>又は出資の総額を減少する場合にあっては、当該変更後第6条第1項第1号及び第6号に規定する許可の基準を損なうことがないか。</p>

事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）（新旧対照表）

現行	改正後
<p>7 不動産特定共同事業関係</p> <p>7-1 不動産特定共同事業契約から除かれる契約</p> <p>7-1-1 令第1条第1号に掲げる契約</p> <p>(1) 令第1条第1号に掲げる契約は、法第2条第3項第1号に掲げる契約で株式会社と株主が当該株式会社の利益の分配のために締結するものは、<u>商法</u>の規定により既に株主の利益の保護が図られていると認められることから、不動産特定共同事業契約から除外するものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(注1) 規則第1条第1号に掲げる契約は、法第2条第3項第2号から第4号までに掲げる契約で令第1条第1号と同様に株式会社が株主に対して当該株式会社の利益の分配のために締結するものであること。</p> <p>出資等の目的である財産が利益の分配すなわち配当相当額の範囲にとどまり、令第1条第1号と同様、<u>商法</u>の規定により株主の利益の保護が既に確保されていると認められるものとして除外するものであるが、株主以外の者からも出資等を募る場合又は株主から利益の分配として行うもののほかに追加出資等を募る場合まで含むものではないことは、(2)と同様であること。</p> <p>(注2) 規則第1条第2号に掲げる契約は、株式会社がその株主</p>	<p>7 不動産特定共同事業関係</p> <p>7-1 不動産特定共同事業契約から除かれる契約</p> <p>7-1-1 令第1条第1号に掲げる契約</p> <p>(1) 令第1条第1号に掲げる契約は、法第2条第3項第1号に掲げる契約で株式会社と株主が当該株式会社の利益の分配のために締結するものは、<u>会社法</u>の規定により既に株主の利益の保護が図られていると認められることから、不動産特定共同事業契約から除外するものであること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(注1) 規則第1条第1号に掲げる契約は、法第2条第3項第2号から第4号までに掲げる契約で令第1条第1号と同様に株式会社が株主に対して当該株式会社の利益の分配のために締結するものであること。</p> <p>出資等の目的である財産が利益の分配すなわち配当相当額の範囲にとどまり、令第1条第1号と同様、<u>会社法</u>の規定により株主の利益の保護が既に確保されていると認められるものとして除外するものであるが、株主以外の者からも出資等を募る場合又は株主から利益の分配として行うもののほかに追加出資等を募る場合まで含むものではないことは、(2)と同様であること。</p> <p>(注2) 規則第1条第2号に掲げる契約は、株式会社がその株主</p>

と締結する法第2条第3項第1号から第4号までに掲げる契約で、当該株主の所有する株式が当該契約に係る出資又は賃貸若しくは賃貸の委任を行う当事者（事業参加者）としての権利及び義務（いわゆる契約上の地位）に転換されるものであって、かつ、その地位がすべて株式から転換される場合のものである。このように、その地位がすべて株式、すなわち株主としての権利及び義務から転換されること、転換される際に株主として商法の規定によりその利益の保護が図られていること等により不動産特定共同事業契約から除外されるものであるが、株主以外の者からも出資等を募る場合又は株主からその株式から転換される出資等相当分のほかに追加出資等を募る場合まで含むものではないことは、(2)と同様であること。

と締結する法第2条第3項第1号から第4号までに掲げる契約で、当該株主の所有する株式が当該契約に係る出資又は賃貸若しくは賃貸の委任を行う当事者（事業参加者）としての権利及び義務（いわゆる契約上の地位）に転換されるものであって、かつ、その地位がすべて株式から転換される場合のものである。このように、その地位がすべて株式、すなわち株主としての権利及び義務から転換されること、転換される際に株主として会社法の規定によりその利益の保護が図られていること等により不動産特定共同事業契約から除外されるものであるが、株主以外の者からも出資等を募る場合又は株主からその株式から転換される出資等相当分のほかに追加出資等を募る場合まで含むものではないことは、(2)と同様であること。

現 行	改 正 後
<p>9 A 資産流動化（新SPC、SPT）関係</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">9 A - 1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出、変更届出等関係</div> <p>9 A - 1 - 1 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任 （略）</p> <p>9 A - 1 - 2 業務開始届出及び特定目的信託契約締結届出の受理</p> <p>(1) 法第3条の規定に基づく特定目的会社に係る業務開始届出書及び法第164条の規定に基づく特定目的信託に係る特定目的信託契約締結届出書（以下「業務開始届出書等」という。）の提出については、下記(2)の確認及び受理日の確定を行う必要があることから、<u>管轄財務局長</u>（業務開始届出書等の受理に係る権限が管轄財務局長より内部委任されている財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長を含む。以下「管轄財務局長等」という。）に原則として直接提出されたものを受付けるものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>9 A - 1 - 3 変更届出書の受理</p> <p>(1) 法第9条及び第166条の規定に基づく変更届出書についても、業務開始届出書等と同様、原則として管轄財務局長等に直接提出されたものを受付けるものとする。</p> <p>(2) 変更届出書の提出があった場合には、別紙様式1〔特定目的会社届出書類チェックリスト〕又は別紙様式2〔特定目的信託届出書類チェックリスト〕を参考に、当該変更届出書の記載事項及び添付書類に不備がないことを確認し、受理するものとする。あわせて次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>① 特定目的会社に係る変更届出について、新たに役員又は重要な使用人になった者が法第66条各号（法第84条及び法第142条の3において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、届出者に対し、<u>法第158条</u>に規定する違法行為等の是正命令等の措置を行うものとする。</p> <p>② 資産の流動化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第25条第1項に規定する「その他の書類」とは、従前の業務開始届出書及びその添付書類並びに当該変更届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しとするものとする。</p> <p>また、変更後の主たる営業所を管轄する管轄財務局長は、従前の業務開始届出書に新たな受理番号を付記したうえ、当該受理番号を当該変更届出を行った特定目的会社に別紙様式3により通知するとともに、当該特定目的会社に係る事項を特定目的会社名簿に登録するものとする。</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 資産流動化計画及び資産信託流動化計画（以下「計画」という。）において、特定資産の取得時</p>	<p>9 A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係</p> <p>（略）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 5px 0;">9 A - 1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出、変更届出等関係</div> <p>9 A - 1 - 1 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任 （略）</p> <p>9 A - 1 - 2 業務開始届出及び特定目的信託契約締結届出の受理</p> <p>(1) <u>法第4条</u>の規定に基づく特定目的会社に係る業務開始届出書及び法第225条の規定に基づく特定目的信託に係る特定目的信託契約締結届出書（以下「業務開始届出書等」という。）の提出については、下記(2)の確認及び受理日の確定を行う必要があることから、<u>管轄財務局長等</u>（業務開始届出書等の受理に係る権限が管轄財務局長より内部委任されている財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長を含む。以下9 A - 1において同じ。）に原則として直接提出されたものを受付けるものとする。</p> <p>(2) （略）</p> <p>(3) （略）</p> <p>9 A - 1 - 3 変更届出書の受理</p> <p>(1) 法第9条及び第227条の規定に基づく変更届出書についても、業務開始届出書等と同様、原則として管轄財務局長等に直接提出されたものを受付けるものとする。</p> <p>(2) 変更届出書の提出があった場合には、別紙様式1〔特定目的会社届出書類チェックリスト〕又は別紙様式2〔特定目的信託届出書類チェックリスト〕を参考に、当該変更届出書の記載事項及び添付書類に不備がないことを確認し、受理するものとする。あわせて次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>① 特定目的会社に係る変更届出について、新たに取締役、監査役又は重要な使用人になった者が法第70条第1項各号（法第72条第2項及び法第198条において準用する場合を含む。）のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、届出者に対し、<u>法第218条</u>に規定する違法行為等の是正命令等の措置を行うものとする。</p> <p>② 資産の流動化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第28条第1項に規定する「その他の書類」とは、従前の業務開始届出書及びその添付書類並びに当該変更届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しとするものとする。</p> <p>また、変更後の主たる営業所を管轄する管轄財務局長は、従前の業務開始届出書に新たな受理番号を付記したうえ、当該受理番号を当該変更届出を行った特定目的会社に別紙様式3により通知するとともに、当該特定目的会社に係る事項を特定目的会社名簿に登録するものとする。</p> <p>(3) （略）</p> <p>(4) 資産流動化計画及び資産信託流動化計画（以下「計画」という。）において、特定資産の取得時</p>

現 行	改 正 後
<p>期（規則第16条第7号の場合に限る。）や資産対応証券の発行時期に関して、例えば「業務開始届出提出後1ヶ月以内を予定する」と記載してある場合、当該1ヶ月の期間内で当該行為を実施する日が確定したときは、計画に記載すべき事項が確定したことになり、変更届が必要になることに留意するものとする。</p> <p>また、当該1ヶ月以内に当該行為を実施することが不可能であることが確定したときは、当該1ヶ月の期間の満了を迎える前に所定の手続きを経たうえで、変更届により「計画の変更」が実施されなければならないことに留意するものとする。特に、特定資産の取得に関しては、「計画の変更」が実施されることなく計画に記載する特定資産の取得が不能となった場合には、解散事由（<u>法第121条第6号</u>）に該当することにも留意するものとする。</p> <p>9A-1-4 業務終了届出及び廃業届出</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定に基づく資産流動化計画に係る業務終了の届出書を受理したときは、当該届出書にかかる特定目的会社名簿に、同条第2項に掲げる事項を明瞭に付記するものとする。なお、当該届出のあった日から3年間、法第11条の規定に基づく新計画届出がなかった場合は、<u>法第159条</u>の規定において「解散を命ずることができる」とされていることに留意するものとする。</p> <p>(2) 法第12条第1項の規定に基づく廃業の届出に添付する書類として規則第30条柱書きに規定する「資産流動化計画に基づく業務を結了する方法を記載した書類」とは、例えば解散後の清算人による特定目的会社の財産現況調査に基づき行われる残余財産の分配方法（具体的な分配額を含む。）について記載した書面、破産管財人が作成した財産目録、貸借対照表及び配当表等に基づき行われる配当について記載した書面等をいう。</p> <p>9A-1-5 届出証明書の発行 (略)</p> <p>9A-1-6 特定目的会社名簿の縦覧 規則第22条の規定に基づく特定目的会社名簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。 (1)～(4) (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">9A-2 届出等に関する定期報告等</div> <p>9A-2-1 業務開始届出書等関係 (1) (略) (2) 廃業届出書（法第12条）及び特定目的信託終了届出書（法第167条）については、受理した都度、当該届出書の写しを監督局長あて送付するものとする。</p> <p>9A-2-2 事業報告書 受理した事業報告書（法第155条）については、当該事業報告書及び添付書類として提出された貸借対照表等に記載された事項を、別途定めるフォーマットに入力し、4月から9月の間に営業年度が終了する特定目的会社にあつては翌年1月末までに、10月から翌年3月の間に営業年度が終了する特定目的</p>	<p>期（規則第18条第7号の場合に限る。）や資産対応証券の発行時期に関して、例えば「業務開始届出提出後1ヶ月以内を予定する」と記載してある場合、当該1ヶ月の期間内で当該行為を実施する日が確定したときは、計画に記載すべき事項が確定したことになり、変更届が必要になることに留意するものとする。</p> <p>また、当該1ヶ月以内に当該行為を実施することが不可能であることが確定したときは、当該1ヶ月の期間の満了を迎える前に所定の手続きを経たうえで、変更届により「計画の変更」が実施されなければならないことに留意するものとする。特に、特定資産の取得に関しては、「計画の変更」が実施されることなく計画に記載する特定資産の取得が不能となった場合には、解散事由（<u>法第160条第1項第7号</u>）に該当することにも留意するものとする。</p> <p>9A-1-4 業務終了届出及び廃業届出</p> <p>(1) 法第10条第1項の規定に基づく資産流動化計画に係る業務終了の届出書を受理したときは、当該届出書にかかる特定目的会社名簿に、同条第2項に掲げる事項を明瞭に付記するものとする。なお、当該届出のあった日から3年間、法第11条の規定に基づく新計画届出がなかった場合は、<u>法第220条</u>の規定において「解散を命ずることができる」とされていることに留意するものとする。</p> <p>(2) 法第12条第1項の規定に基づく廃業の届出に添付する書類として規則第33条本文に規定する「資産流動化計画に基づく業務を結了する方法を記載した書類」とは、例えば解散後の清算人による特定目的会社の財産現況調査に基づき行われる残余財産の分配方法（具体的な分配額を含む。）について記載した書面、破産管財人が作成した財産目録、貸借対照表及び配当表等に基づき行われる配当について記載した書面等をいう。</p> <p>9A-1-5 届出証明書の発行 (略)</p> <p>9A-1-6 特定目的会社名簿の縦覧 規則第24条の規定に基づく特定目的会社名簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。 (1)～(4) (略)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">9A-2 届出等に関する定期報告等</div> <p>9A-2-1 業務開始届出書等関係 (1) (略) (2) 廃業届出書（法第12条）及び特定目的信託終了届出書（法第228条）については、受理した都度、当該届出書の写しを監督局長あて送付するものとする。</p> <p>9A-2-2 事業報告書 受理した事業報告書（法第216条）については、当該事業報告書及び添付書類として提出された貸借対照表等に記載された事項を、別途定めるフォーマットに入力し、4月から9月の間に営業年度が終了する特定目的会社にあつては翌年1月末までに、10月から翌年3月の間に営業年度が終了する特定目的</p>

現 行	改 正 後
<p>会社にあつては7月末までに、監督局長あて提出するものとする。</p>	<p>会社にあつては7月末までに、監督局長あて提出するものとする。</p>
<p>9A-2-3 監督処分 (1) <u>法第157条から第159条までの規定による監督処分を行った場合は、当該監督処分に係る通知書の写しを監督局長あて送付するものとする。</u> (2) <u>法第160条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報の写しを監督局長あて送付するものとする。</u></p>	<p>9A-2-3 監督処分 (1) <u>法第218条から第220条までの規定による監督処分を行った場合は、当該監督処分に係る通知書の写しを監督局長あて送付するものとする。</u> (2) <u>法第221条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報の写しを監督局長あて送付するものとする。</u></p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9A-3 SPCが行う附帯業務の範囲</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9A-3 SPCが行う附帯業務の範囲</p>
<p>特定目的会社が行うことができる業務として法第142条に定める「附帯業務」とは、資産の流動化に係る業務を行う上で必要不可欠な業務でありながら、「資産の流動化に係る業務」に該当しないものをいう。例えば、資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）・返済、特定資産の鑑定評価依頼等である。なお、「附帯業務」は、業務開始届出書の提出前においても行うことができる。</p>	<p>特定目的会社が行うことができる業務として法第195条第1項に定める「附帯業務」とは、資産の流動化に係る業務を行う上で必要不可欠な業務でありながら、「資産の流動化に係る業務」に該当しないものをいう。例えば、資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）・返済、特定資産の鑑定評価依頼等である。なお、「附帯業務」は、業務開始届出書の提出前においても行うことができる。</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9A-4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9A-4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等</p>
<p>(新設)</p>	<p>(1) <u>法第208条第2項の規定に基づく資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書及び第286条第1項の規定に基づく受益証券の募集等業務開始届出書（以下「募集等取扱業務開始届出書等」という。）については、原則として管轄財務局長等（募集等取扱業務開始届出書等の受理に係る権限が管轄財務局長より内部委任されている財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長を含む。）に直接提出されたものを受付けるものとする。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(2) <u>受理した募集等取扱業務開始届出書等については、副本に受理印（受理年月日、受理番号の入ったもの）を押して届出者に返却し、正本にも同じ受理印を押して保管する。</u> ① <u>受理番号は、資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書と受益証券の募集等業務開始届出書のそれぞれにつき、管轄財務局長ごとに受理した順に1号から一連番号とするものとする。</u> ② <u>受理番号の（ ）書きには、資産対応証券の募集等取扱業務開始届出書にあつては「譲」と、受益証券の募集等業務開始届出書にあつては「原」と記入するものとする。</u> ③ <u>募集等取扱業務開始届出書等がその効力を失った場合は、受理番号は欠番とし、補充は行わないものとする。</u></p>
<p>(1) <u>法第150条の3の規定に基づく特定譲渡人による資産対応証券の募集等の取扱いの監督においては、当該特定譲渡人が当該募集等の取扱いにより投資者に取得させた資産対応証券を当該投資者から買い戻すには、証券取引法第28条の登録（当該特定譲渡人が証券取引法第65条第1項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関である場合にあつては、証券取引法第65条の2の登録）を要する場合もあることに留意するものとする。</u> また、<u>法第225条の規定に基づく原委託者による受益証券の募集等の監督においては、当該原委託者が当該募集等により投資者に取得させた受益証券を当該投資者から買い戻すには、証券取引法第28</u></p>	<p>(3) <u>法第208条の規定に基づく特定譲渡人による資産対応証券の募集等の取扱いの監督においては、当該特定譲渡人が当該募集等の取扱いにより投資者に取得させた資産対応証券を当該投資者から買い戻すには、証券取引法第28条の登録（当該特定譲渡人が証券取引法第65条第1項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関である場合にあつては、証券取引法第65条の2の登録）を要する場合もあることに留意するものとする。</u> また、<u>法第286条の規定に基づく原委託者による受益証券の募集等の監督においては、当該原委託者が当該募集等により投資者に取得させた受益証券を当該投資者から買い戻すには、証券取引法第28</u></p>

現 行	改 正 後
<p>条の登録（当該原委託者が証券取引法第65条第1項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関である場合にあっては、証券取引法第65条の2の登録）を要する場合もあることに留意するものとする。</p> <p>(2) 資産対応証券の募集等の取扱を行う特定譲渡人に係る行為規則等に関する内閣府令（以下「特定譲渡人府令」という。）第10条の2第1号及び特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規則等に関する内閣府令（以下「原委託者府令」という。）第10条の2第1号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</p> <p>(3) 特定譲渡人府令第10条の2第2号及び原委託者府令第10条の2第2号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</p>	<p>条の登録（当該原委託者が証券取引法第65条第1項に規定する銀行、協同組織金融機関その他政令で定める金融機関である場合にあっては、証券取引法第65条の2の登録）を要する場合もあることに留意するものとする。</p> <p>(4) 資産対応証券の募集等の取扱を行う特定譲渡人に係る行為規則等に関する内閣府令（以下「特定譲渡人府令」という。）第13条第1号及び特定目的信託の受益証券の募集等を行う原委託者に係る行為規則等に関する内閣府令（以下「原委託者府令」という。）第13条第1号に規定する「必要かつ適切な措置」とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び別添2の規定に基づく措置とする。</p> <p>(5) 特定譲渡人府令第13条第2号及び原委託者府令第13条第2号に規定する「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的」とは、保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9A-5 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9A-5 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間</p>
<p>法第157条から第159条までの規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、検査部門からの検査結果通知（写）を受理したときから、おおむね1ヶ月（管轄財務局長から金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。</p> <p>なお、当該検査結果通知（写）において指摘された事項等につき、管轄財務局長が事実確認等のために特定目的会社に対して報告徴求を行った場合は、報告書を受理したときからおおむね1ヶ月（管轄財務局長から金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。</p> <p>（注1）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</p> <p>i）複数回にわたって法第156条第1項の規定に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</p> <p>ii）提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</p> <p>（注2）（略）</p> <p>（注3）（略）</p>	<p>法第218条から第220条までの規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、検査部門からの検査結果通知（写）を受理したときから、おおむね1ヶ月（管轄財務局長から金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。</p> <p>なお、当該検査結果通知（写）において指摘された事項等につき、管轄財務局長が事実確認等のために特定目的会社に対して報告徴求を行った場合は、報告書を受理したときからおおむね1ヶ月（管轄財務局長から金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。</p> <p>（注1）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</p> <p>i）複数回にわたって法第217条第1項の規定に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</p> <p>ii）提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</p> <p>（注2）（略）</p> <p>（注3）（略）</p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9A-6 その他</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9A-6 その他</p>
<p>租税特別措置法第83条の3第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の5第1項に規定する証明書の発行及び地方税法附則第11条第10項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の9に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第83条の3第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得</p>	<p>租税特別措置法第83条の3第1項の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の7第1項に規定する証明書の発行及び地方税法附則第11条第9項の規定に基づく不動産取得税の軽減のための同法施行規則附則第3条の2の9に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>なお、租税特別措置法第83条の3第1項の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資産取得</p>

現 行	改 正 後
<p>後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>9A-6-1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、</p> <p>① 申請者が、<u>法第3条第1項</u>の規定による届出を行った特定目的会社であること、</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>を確認のうえ、証明書を発行するものとする。</p> <p>9A-6-2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、証明申請書に記載された取得日を確認するため、<u>不動産売買契約書</u>等し等の添付を求めものとする。</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、</p> <p>① 申請者が、<u>法第3条第1項</u>の規定による届出を行った特定目的会社であること、</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 当該不動産の取得日が添付書類により確認できる日付であること、</p> <p>を確認のうえ、証明書を発行するものとする。</p> <p>9A-6-3 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 地方税法施行令附則第7条第7項の要件を満たすことを証する書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜の様式により、当該登記に係る不動産の取得時点における特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面（同項第2号に該当する場合には、各特定資産の取得時毎に特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、当該登記に係る不動産を取得することにより特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面） <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、</p> <p>① 申請者が<u>法第3条第1項</u>の規定による届出を行った特定目的会社であること、</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 別紙様式8に記載された不動産が地方税法施行令附則第7条第7項に規定する次に掲げる要件</p>	<p>後1年以内であることに留意するものとする。</p> <p>9A-6-1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、</p> <p>① 申請者が、<u>法第4条第1項</u>の規定による届出を行った特定目的会社であること、</p> <p>②～⑥ (略)</p> <p>を確認のうえ、証明書を発行するものとする。</p> <p>9A-6-2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、証明申請書に記載された取得日を確認するため、<u>債権譲渡契約書</u>等し等の添付を求めものとする。</p> <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、</p> <p>① 申請者が、<u>法第4条第1項</u>の規定による届出を行った特定目的会社であること、</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 当該指名金銭債権の取得日が添付書類により確認できる日付であること、</p> <p>を確認のうえ、証明書を発行するものとする。</p> <p>9A-6-3 不動産取得税の軽減に係る証明書の発行</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、当該不動産の取得日等を確認するため、以下のとおり添付書類の提出を求めものとする。</p> <p>① (略)</p> <p>② 地方税法施行令附則第7条第6項の要件を満たすことを証する書面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 適宜の様式により、当該登記に係る不動産の取得時点における特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面（同項第2号に該当する場合には、各特定資産の取得時毎に特定不動産の価額の合計額及び特定資産の価額の合計額を明記し、当該登記に係る不動産を取得することにより特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が当該不動産を取得するものであることを取締役名で証明した書面） <p>(3) 証明申請書の提出があった場合には、証明申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、</p> <p>① 申請者が<u>法第4条第1項</u>の規定による届出を行った特定目的会社であること、</p> <p>②～④ (略)</p> <p>⑤ 別紙様式8に記載された不動産が地方税法施行令附則第7条第6項に規定する次に掲げる要件</p>

現 行	改 正 後
<p>のいずれかを満たすものであること、</p> <p>イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上である特定目的会社が取得するものであること、</p> <p>ロ 特定目的会社が本ガイドラインに従い証明を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が取得するものであること、</p> <p>⑥ (略)</p> <p>を確認のうえ、証明書を発行するものとする。</p>	<p>のいずれかを満たすものであること、</p> <p>イ 特定不動産の割合が百分の七十五以上である特定目的会社が取得するものであること、</p> <p>ロ 特定目的会社が本ガイドラインに従い証明を受けようとする不動産を取得することにより、特定不動産の割合が百分の七十五以上となる特定目的会社が取得するものであること、</p> <p>⑥ (略)</p> <p>を確認のうえ、証明書を発行するものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>9A 特定目的会社（新SPC、SPT）関係</p> <p>別紙様式 1</p> <p>[特定目的会社 届出書類チェックリスト]</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>① (略)</p> <p>② 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定款 ○ 資産流動化計画 ○ 特定資産譲受の契約書又は予約契約書（調印済のもの） ○ 開発に係る契約書（開発型に限る） ○ 特定資産譲受業務委託契約書（規則第16条第7号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。） ○ 特定資産管理処分委託契約書又は予約契約書（規則第16条第7号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、当該委託に係る契約の契約書案） ○ 特定資産管理処分信託委託契約書案（信託設定する場合に限る） ○ 法第6条の承認があったことを証する書面 ◎ 特定目的会社の登記事項証明書 ◎ 役員等の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書又はこれらに代わる書面 <p>◎ 役員等が欠格事由に該当しない旨の官公署の証明書（略称、証明書）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 役員等の履歴書 ○ 誓約書 ○ (新設) <ul style="list-style-type: none"> ○ (新設) ○ 特定社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿 ○ 特定資産の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面 <p>(注)◎・・・申請日前3月以内のもの 契約書については副本又は謄本であること</p> <p>(2) 第1面</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② (略) <p>(3) 第2面</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) 	<p>9A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係</p> <p>別紙様式 1</p> <p>[特定目的会社 届出書類チェックリスト]</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>① (略)</p> <p>② 添付書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 定款 ○ 資産流動化計画 ○ 特定資産譲受の契約書又は予約契約書（調印済のもの） ○ 開発に係る契約書（開発型に限る） ○ 特定資産譲受業務委託契約書（規則第18条第7号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。） ○ 特定資産管理処分信託契約書案（信託設定する場合に限る。） ○ 特定資産管理処分委託契約書又は予約契約書（規則第18条第7号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、当該委託に係る契約の契約書案） ○ 法第6条の承認があったことを証する書面 ◎ 特定目的会社の登記事項証明書 ◎ 役員等の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書（当該役員が法人である場合は、当該法人の登記事項証明書）又はこれらに代わる書面 ◎ 取締役、監査役及び重要使用人が欠格事由に該当しない旨の官公署の証明書（略称、証明書） ○ 役員及び重要使用人の履歴書又は沿革 ○ 取締役、監査役及び重要使用人が欠格事由に該当しないことの誓約書 ○ 会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人に該当する旨を証する書面又はその写し（会計参与設置会社である場合に限る。） ○ 会計参与が欠格事由に該当しないことの誓約書 ○ 特定社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿 ○ 特定資産の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面 <p>(注)◎・・・申請日前3月以内のもの 契約書については副本又は謄本であること</p> <p>(2) 第1面</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略) ② (略) <p>(3) 第2面</p> <ul style="list-style-type: none"> ① (略)

現 行	改 正 後																
② (略) ③ (略) ④ 5. 役員 (第2面3. 登記事項証明書(役員) 住民票写 証明書 履歴書) (新設) ⑤ 6. 重要使用人 (住民票写 証明書 履歴書) ⑥ 7. すべての特定社員の承認があった年月日(社員総会議事録等) (4) (略) (5) (略)	② (略) ③ (略) ④ 5. 取締役及び監査役 (第2面3. 登記事項証明書 住民票写 証明書 履歴書) ⑤ 6. 7. 会計参与(登記事項証明書 住民票写 証明書 履歴書(沿革)) ⑥ 8. 重要使用人 (住民票写 証明書 履歴書) ⑦ 9. すべての特定社員の承認があった年月日(社員総会議事録等) (4) (略) (5) (略)																
特定目的会社届出審査書(資産流動化計画以外) 届出者	特定目的会社届出審査書(資産流動化計画以外) 届出者																
<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">審 査 項 目</th> <th style="width: 50%;">審 査 結 果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1. 特定目的会社であること ・ 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない(法第16条) (届出書、定款、登記事項証明書その他添付書類) ・ 新資産流動化法施行前に成立した特定目的会社は、旧法の適用を受ける。(改正法附則第2条) (登記事項証明書で平成12年11月30日以後成立を確認) </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 2. 役員、使用人が成年被後見人、被保佐人、破産者等でないこと。(法第66条第1項1号又は2号) ・ 官公署の証明書等(添付書類) </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 3. 役員、使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、SPC法等の罰金刑の執行等から3年以内、解散命令を受けたSPCの解散命令日前30日以内に役員、使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。(法第66条1項3号、4号又は5号) ・ 誓約書(添付書類) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	審 査 項 目	審 査 結 果	1. 特定目的会社であること ・ 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない(法第16条) (届出書、定款、登記事項証明書その他添付書類) ・ 新資産流動化法施行前に成立した特定目的会社は、旧法の適用を受ける。(改正法附則第2条) (登記事項証明書で平成12年11月30日以後成立を確認)		2. 役員、使用人が成年被後見人、被保佐人、破産者等でないこと。(法第66条第1項1号又は2号) ・ 官公署の証明書等(添付書類)		3. 役員、使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、SPC法等の罰金刑の執行等から3年以内、解散命令を受けたSPCの解散命令日前30日以内に役員、使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。(法第66条1項3号、4号又は5号) ・ 誓約書(添付書類)		<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">審 査 項 目</th> <th style="width: 50%;">審 査 結 果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 1. 特定目的会社であること ・ 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない(法第15条第2項) (届出書、定款、登記事項証明書その他添付書類) ・ (削除) </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 2. 取締役、監査役及び使用人が法人、成年被後見人、被保佐人、破産者等でないこと。(法第70条第1項1号、2号、3号又は法第198条) ・ 住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書等、官公署の証明書等(添付書類) </td> <td></td> </tr> <tr> <td> 3. 取締役、監査役及び使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、SPC法等の罰金刑の執行等から3年以内、解散命令を受けたSPCの解散命令日前30日以内に役員、使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。(法第70条1項4号、5号、6号又は法第198条) ・ 誓約書(添付書類) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	審 査 項 目	審 査 結 果	1. 特定目的会社であること ・ 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない(法第15条第2項) (届出書、定款、登記事項証明書その他添付書類) ・ (削除)		2. 取締役、監査役及び使用人が法人、成年被後見人、被保佐人、破産者等でないこと。(法第70条第1項1号、2号、3号又は法第198条) ・ 住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書等、官公署の証明書等(添付書類)		3. 取締役、監査役及び使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、SPC法等の罰金刑の執行等から3年以内、解散命令を受けたSPCの解散命令日前30日以内に役員、使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。(法第70条1項4号、5号、6号又は法第198条) ・ 誓約書(添付書類)	
審 査 項 目	審 査 結 果																
1. 特定目的会社であること ・ 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない(法第16条) (届出書、定款、登記事項証明書その他添付書類) ・ 新資産流動化法施行前に成立した特定目的会社は、旧法の適用を受ける。(改正法附則第2条) (登記事項証明書で平成12年11月30日以後成立を確認)																	
2. 役員、使用人が成年被後見人、被保佐人、破産者等でないこと。(法第66条第1項1号又は2号) ・ 官公署の証明書等(添付書類)																	
3. 役員、使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、SPC法等の罰金刑の執行等から3年以内、解散命令を受けたSPCの解散命令日前30日以内に役員、使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。(法第66条1項3号、4号又は5号) ・ 誓約書(添付書類)																	
審 査 項 目	審 査 結 果																
1. 特定目的会社であること ・ 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない(法第15条第2項) (届出書、定款、登記事項証明書その他添付書類) ・ (削除)																	
2. 取締役、監査役及び使用人が法人、成年被後見人、被保佐人、破産者等でないこと。(法第70条第1項1号、2号、3号又は法第198条) ・ 住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書等、官公署の証明書等(添付書類)																	
3. 取締役、監査役及び使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、SPC法等の罰金刑の執行等から3年以内、解散命令を受けたSPCの解散命令日前30日以内に役員、使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。(法第70条1項4号、5号、6号又は法第198条) ・ 誓約書(添付書類)																	

現 行		改 正 後	
<p>4. 役員、使用人が特定資産の譲渡人、特定資産の管理処分業務の委託者、特定資産の管理処分を行わせるために設定された信託の受託者、特定資産が信託の受益権である場合の当該信託受託者又は特定持分信託の受託者（譲渡人、受託者が法人の場合は、その役員）でないこと。（法第66条1項6号、7号、8号又は9号）</p>		<p>4. 取締役、監査役及び使用人が特定資産の譲渡人、特定資産の管理処分業務の委託者、特定資産の管理処分を行わせるために設定された信託の受託者、特定資産が信託の受益権である場合の当該信託受託者又は特定持分信託の受託者（譲渡人、受託者が法人の場合は、その役員）でないこと。（法第70条1項7号、8号、9号、10号又は法第198条）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 誓約書、履歴書（添付書類） 		<ul style="list-style-type: none"> 誓約書、履歴書（添付書類） 	
(新設)		<p>5. 会計参与が公認会計士若しくは監査法人又は税理士若しくは税理士法人であること。（法第71条1項）</p>	
(新設)		<ul style="list-style-type: none"> 監査法人又は税理士若しくは税理士法人に該当する旨を証する書面又はその写し（添付書類） 	
(新設)		<p>6. 会計参与が以下に掲げる者でないこと。</p> <p>①特定目的会社の取締役、監査役又は支配人その他の使用人</p> <p>②業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない者</p> <p>③税理士法第43条の規定により同法第2条第2項に規定する税理士業務を行うことができない者</p>	
(新設)		<ul style="list-style-type: none"> 誓約書、登記事項証明書（添付書類） 	
<p>5. 定款に、○目的、○商号、○本店所在地、○特定資本の額、○特定出資一口の金額、○公告の方法、○発起人の氏名及び住所、○存立の時期又は解散の事由が記載されているか。（法第18条2項）</p>		<p>7. 定款に、○目的、○商号、○本店所在地、○特定資本の額、○発起人の氏名又は名称及び住所、○存続期間又は解散の事由が記載又は記録されているか。（法第16条2項）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 定款（添付書類） 		<ul style="list-style-type: none"> 定款（添付書類） 	
<p>6. 会計監査人の監査を必要とするSPCについて、選任手続は適正か。また、適格者を選任しているか。（法第86条1項、2項、4項、法第87条1項及び2項）</p>		(削除)	
<ul style="list-style-type: none"> 社員総会議事録等（添付書類） 		(削除)	
<p>7. 特定資産譲受契約書に、譲渡人が当該資産に係る資産対応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項について譲受人たるSPCに告知する義務を有する旨の記載があるか。（法第143条）</p>		<p>8. 特定資産譲受契約書に、譲渡人が当該資産に係る資産対応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項について譲受人たるSPCに告知する義務を有する旨の記載があるか。（法第199条）</p>	
<ul style="list-style-type: none"> 特定資産譲受契約書又は予約契約書（添付書類） 		<ul style="list-style-type: none"> 特定資産譲受契約書又は予約契約書（添付書類） 	

現 行		改 正 後	
<p>8. 特定資産の管理・処分を信託会社等に委託する場合、当該信託契約書に資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該信託に係る信託財産の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者たる当該SPCに通知する義務を有する旨の記載があるか。(法第144条2項1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定資産管理処分信託委託契約書案(添付書類) 		<p>9. 特定資産の管理・処分を信託会社等に委託する場合、当該信託契約書に資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該信託に係る信託財産の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者たる当該SPCに通知する義務を有する旨の条件が付されているか。(法第200条2項1号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定資産管理処分信託委託契約書案(添付書類) 	
<p>9. 著作権(令第24条)の管理・処分について、文化庁長官の許可を受けた者に信託することとなっているか。(法第144条2項2号)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定資産管理処分信託委託契約書案(添付書類) 		<p>(削除)</p>	
<p>10. 特定資産の管理・処分委託契約書に、受託者が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定資産の分別管理義務 ○SPCへの特定資産の管理・処分状況説明義務 ○特定資産の管理・処分状況を記載した書類の備置及びSPCへの閲覧義務 ○資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき資産の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なくSPCに通知する義務 ○業務の再委託をする場合はSPCの同意を得る義務を有する旨の記載があるか。(法第144条5項) <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定資産管理処分委託契約書又は予約契約書(添付書類) 		<p>10. 特定資産の管理・処分委託契約書に、受託者が、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○特定資産の分別管理義務(法第200条4項1号) ○SPCへの特定資産の管理・処分状況説明義務(法第200条4項2号) ○特定資産の管理・処分状況を記載した書類の備置及びSPCへの閲覧義務(法第200条4項3号) ○資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき資産の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なくSPCに通知する義務(法第200条4項4号) ○業務の再委託をする場合はSPCの同意を得る義務(法第200条4項5号) <p>を有する旨の条件が付されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定資産管理処分委託契約書又は予約契約書(添付書類) 	
<p>11. 信託受益権を特定資産として譲り受ける場合、当該信託契約書に、当該信託の受託者が当該信託に係る信託財産の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者に通知する義務を有する旨の記載があるか。(法第145条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定資産管理処分信託委託契約書案(添付書類) 		<p>(削除)</p>	
		<p>(削除)</p>	

現 行				改 正 後			
資産流動化計画の記載内容についてのチェックリスト				資産流動化計画の記載内容についてのチェックリスト			
項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄	項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄
1. 計画期間	法5条①一 規則11条一	(1) 資産流動化計画の計画期間(資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日までの期間)の記載があるか。		1. 計画期間	法5条①一 規則12条一	(1) 資産流動化計画の計画期間(資産の流動化に係る業務の開始期日から終了期日までの期間)の記載又は記録があるか(以下別紙様式1において「記載があるか」という。)	
	規則11条二	(2) (略)			規則12条二	(2) (略)	
	規則11条三	(3) (略)			規則12条三	(3) (略)	
	法5条② 令3条	(4) (略)			法5条② 令3条	(4) (略)	
2. 優先出資の発行等に関する事項	法5条①二イ	(略)		2. 優先出資の発行等に関する事項	法5条①二イ	(略)	
	規則12条一	(1) 優先出資の発行を予定する場合はその旨記載があるか。			規則13条一	(1) 優先出資の発行を予定する場合はその旨記載があるか。	
	規則12条二	(2) (略)			規則13条二	(2) (略)	
	規則12条三	(3) (略)			規則13条三	(3) (略)	
	規則12条四	(4) (略)			規則13条四	(4) (略)	
	規則12条五	(5) (略)			規則13条五	(5) (略)	
	規則12条六	(6) 各発行ごとの種類別の発行口数、発行価額及び募集等の方法について記載があるか。			規則13条六	(6) 各発行ごとの種類別の発行口数、払込金額又はその算定方法及び募集等の方法について記載があるか。	
	規則12条七	(7) (略)			規則13条七	(7) (略)	
	規則12条八	(8) 優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項その他の各発行ごとの発行条件について記載があるか。			規則13条八	(8) 募集優先出資を引き受ける者に対する特に有利な発行に関する事項その他各発行ごとの発行条件に関する事項について記載があるか。	
規則12条九	(9) (略)		規則13条九	(9) (略)			

現 行				改 正 後			
	同号イ	(a) 利益消却を予定する場合は、その旨及び利益消却についての記載があるか。			同号イ	(a) 利益消却を予定する場合は、その旨及び利益消却に関する事項について記載があるか。	
	同号ロ	(b) 簡易減資消却を予定する場合は、その旨及び簡易減資消却について記載があるか。			同号ロ	(b) 簡易減資消却を予定する場合は、その旨及び簡易減資消却に関する事項について記載があるか。	
	同号ハ	(c) 仮清算消却を予定する場合は、仮清算消却について記載があるか。			同号ハ	(c) 仮清算消却を予定する場合は、仮清算消却に関する事項について記載があるか。	
	同号ニ	(d) 優先出資の併合について記載があるか。			同号ニ	(d) 優先出資の併合に関する事項について記載があるか。	
	規則12条十	(10) 単位未満優先出資に関する事項として次に掲げる事項について記載があるか。			(削除)	(削除)	
	同号イ	(a) 利益の配当又は法第102条に規定する中間配当を行う場合は、その旨の記載があるか。			(削除)	(削除)	
	同号ロ	(b) 単位未満優先出資証券の発行について記載があるか。			(削除)	(削除)	
	同号ハ	(c) その他単位未満優先出資について記載があるか。			(削除)	(削除)	
	規則12条十一	(11) 優先資本の減少に関する事項として次に掲げる事項について記載があるか。			規則13条十	(10) 優先資本金の額の減少に関する事項として次に掲げる事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) 優先出資の減少を禁止する場合は、その旨の記載があるか。			同号イ	(a) 優先資本金の額の減少を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	

現 行		改 正 後	
	同号口	(b) 取締役の決定をもって優先資本の減少を行うことを予定する場合は、その旨の記載があるか。また、 ①各優先資本の減少を行う目的、要件及び時期の記載があるか。 ②各優先資本の減少の額又はその計算方法の記載があるか。 ③各優先資本の減少において優先出資の消却を行うときは、消却すべき優先出資の種類及び数又はその計算方法、消却の方法並びに消却に要する金額又はその計算方法について記載があるか。 ④各優先出資の減少において優先出資の併合をおこなうときは、併合すべき優先出資の種類及び併合の方法について記載があるか。 ⑤各優先資本の減少の対象となる優先出資の種類について記載があるか。	
	規則40条一	(12) (略)	
	規則12条十二	(13) 上記(5)～(8)の内容が確定していない場合には、その内容を確定するための要件及び手続が記載されているか。	
	規則12条十三	(14) (略)	
	規則12条十四	(15) 上記(1)～(11)、(13)及び(14)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
3. 特定社債の発行等に関する事項	法5条①二口	特定社債を発行する場合には、以下の事項について記載されているか。	
	規則13条一	(1) 特定社債(特定短期社債を除き、転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債(以下3.において転換特定社債等社債等と	
	同号口	(b) 取締役の決定をもって優先資本の額の減少を行うことを予定する場合は、その旨の記載があるか。また、 ①各優先資本の額の減少をする目的、要件及び時期の記載があるか。 ②減少する各優先資本の額又はその計算方法の記載があるか。 ③各優先資本の額の減少において優先出資の消却をするときは、消却する優先出資の種類及び回数又はその計算方法、消却の方法並びに消却に要する金額又はその計算方法について記載があるか。 (削除) ④各優先資本の額の減少の対象となる優先出資の種類について記載があるか。	
	規則92条一	(11) (略)	
	規則13条十一	(12) 上記(5)～(8)の内容が確定していない場合には、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則13条十二	(13) (略)	
	規則13条十三	(14) 上記(1)～(10)、(12)及び(13)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
3. 特定社債の発行等に関する事項	法5条①二口	特定社債を発行する場合には、以下の事項について記載があるか。	
	規則14条一	(1) 特定社債(特定短期社債を除き、転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債(以下3.において転換特定社債等という。)	

現 行		改 正 後	
	いう。)を含む。)の発行を予定する場合は、その旨の記載があるか。		を含む。)の発行を予定する場合は、その旨の記載があるか。
規則13条二	(2) 特定社債券の総額(発行予定残高の上限をいう。以下3. において同じ。)について記載があるか。	規則14条二	(2) 募集特定社債の総額(発行予定残高の上限をいう。以下3. において同じ。)について記載があるか。
規則13条三	(3) 特定社債の内容について記載があるか。	規則14条三	(3) 募集特定社債の内容について記載があるか。
規則13条四	(4) (略)	規則14条四	(4) (略)
規則13条五	⑦ 各発行ごとの発行価格(転換特定社債等を発行する場合は、その内訳を含む。)、利率及び募集等の方法について記載があるか。	規則14条五	(5) 各募集特定社債の払込金額若しくはその最低金額又はこれらの算定方法(転換特定社債等を発行する場合は、その内訳を含む。)、利率及び募集等の方法について記載があるか。
規則13条六	(6) (略)	規則14条六	(6) (略)
規則13条七	(7) (略)	規則14条七	(7) (略)
規則13条八	(8) 元本の償還及び利息の支払の方法及び期限について記載があるか。	規則14条八	(8) 元本の償還及び利息支払の方法及び期限について記載があるか。
規則13条九	(9) 期限前償還を予定する場合は、その内容(期限前償還の対象となる特定社債券の範囲、期限前償還の要件及び利息の計算方法を含む。)について記載があるか。	規則14条九	(9) 期限前償還を予定する場合は、その内容(期限前償還の対象となる特定社債の範囲、期限前償還の要件及び利息の計算方法を含む。)について記載があるか。
規則13条十	(10) 特定社債管理会社(各特定社債の金額が一億円未満の場合に限る。)又は担保付社債信託法に定める信託会社(物上担保が付される場合に限る。)の商号について記載があるか。	規則14条十	(10) 特定社債管理者(各募集特定社債の金額が一億円未満の場合に限る。)又は担保付社債信託法に定める信託会社(物上担保が付される場合に限る。)の商号について記載があるか。
規則13条十一	(11) (略)	規則14条十一	(11) (略)
規則13条十二	(12) (略)	規則14条十二	(12) (略)
法5条①二ハ 規則13条十三	(13) (略)	法5条①二ハ 規則14条十三	(13) (略)
同号イ	(a) (略)	同号イ	(a) (略)
同号ロ	(b) (略)	同号ロ	(b) (略)
同号ハ	(c) (略)	同号ハ	(c) (略)

現 行				改 正 後			
	同号二	(d) (略)		同号二	(d) (略)		
	同号ホ	(e) (略)		同号ホ	(e) (略)		
	法5条①二二	(14) (略)		法5条①二二	(14) (略)		
	同(1)	(a) (略)		同(1)	(a) (略)		
	同(2)	(b) (略)		同(2)	(b) (略)		
	同(3)	(c) (略)		同(3)	(c) (略)		
	同(4)	(d) (略)		同(4)	(d) (略)		
	同(5)	(e) 引受権を行使しようとする者の請求があるときは、新優先出資引受権付特定社債の償還に代えてその発行価額をもって新優先出資に対する全額の払込みがあったものとする旨の記載があるか。		同(5)	(e) 引受権を行使しようとする者の請求があるときは、新優先出資引受権付特定社債の償還に代えてその <u>払込金額</u> をもって新優先出資に対する全額の払込みがあったものとする旨の記載があるか。		
	同(6)	(f) 利益の配当については、上記(e)の <u>払込み</u> を行った時の属する営業年度又は前営業年度終了の日において新優先出資の発行があったものとみなす旨の記載があるか。		同(6)	(f) 利益の配当については、上記(e)の <u>払込み</u> をした時の属する <u>事業年度</u> 又は前事業年度終了の日において新優先出資の発行があったものとみなす旨の記載があるか。		
	同(7)及び 規則13条十四	(g) (略)		同(7)及び 規則14条十四	(g) (略)		
	規則40条二	(15) (略)		規則92条二	(15) (略)		
	規則13条十五	(16) (略)		規則14条十五	(16) (略)		
	規則13条十六	(17) (略)		規則14条十六	(17) (略)		
	規則13条十七	(18) (略)		規則14条十七	(18) (略)		
3-2. 特定短期社債の発行等に関する事項	法2条⑧	(略)		3-2. 特定短期社債の発行等に関する事項	法2条⑧	(略)	
	二	(a) <u>契約により特定社債の総額が引き受けられるものであること。</u>			(削除)	(削除)	

現 行				改 正 後			
	二	(b) 各特定社債の金額が1億円を下回らないこと。			二	(a) 各特定社債の金額が1億円を下回らないこと。	
	三	(c) 元本の償還について、特定社債の総額の払込みのあった日から1年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。			二	(b) 元本の償還について、募集特定社債の総額の払込みのあった日から1年未満の日とする確定期限の定めがあり、かつ、分割払の定めがないこと。	
	四	(d) 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。			三	(c) 利息の支払期限を、前号の元本の償還期限と同じ日とする旨の定めがあること。	
	五	(e) 担保附社債信託法の規定及び法第113条第3項の規定により担保が付されるものでないこと。			四	(d) 担保付社債信託法の規定及び法第130条第2項の規定により担保が付されるものでないこと。	
法5条①二ホ		特定短期社債を発行する場合には、以下の事項について記載されているか。		法5条①二ホ		特定短期社債を発行する場合には、以下の事項について記載があるか。	
規則13条の2一		(1) (略)		規則15条一		(1) (略)	
規則13条の2二		(2) (略)		規則15条二		(2) (略)	
規則13条の2三		(3) (略)		規則15条三		(3) (略)	
規則13条の2四		(4) (略)		規則15条四		(4) (略)	
規則13条の2五		(5) (略)		規則15条五		(5) (略)	
規則13条の2六		(6) 各発行ごとの発行価額及び利率について記載があるか。		規則15条六		(6) 各募集特定短期社債の払込金額若しくはその最低金額又はこれらの算定方法及び利率について記載があるか。	
規則13条の2七		(7) (略)		規則15条七		(7) (略)	
規則13条の2八		(8) (略)		規則15条八		(8) (略)	
規則13条の2九		(9) 元本の償還及び利息の支払の方法及び期限について記載があるか。		規則15条九		(9) 元本の償還及び利息支払の方法及び期限について記載があるか。	
法113条の6		(10) 次に掲げるすべての要件を満たしているか。		法148条一・二		(10) 次に掲げるすべての要件を満たしているか又は特定短期社債の償還のための資金を調達するものであるか。	
第1号イ		(a) 特定短期社債の発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものである旨の記載があるか。		第1号イ		(a) 特定短期社債の発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであるか。	

現 行		改 正 後	
	同号ロ	(b) 資産流動化計画においてその発行の限度額が記載されているか。	
	同号ハ 規則33条の10一	(c) 資産流動化計画において、特定短期社債の発行期間中に取得する特定資産の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件)及び取得時期(取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由)の具体的な記載があるか。	
	規則33条の10二イ	(d) 規則16条7号ロの場合であって、取得する資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、発行を予定する特定短期社債について指定格付機関(当該特定短期社債の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。)から金融庁長官の指定する格付を取得している旨の記載があるか。	
	規則33条の10二ロ	(e) 上記(d)以外の場合で、信用補完が講じられている旨又は発行を予定する特定短期社債について指定格付機関(当該特定短期社債の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。)から金融庁長官の指定する格付を取得している旨の記載があるか。	
	規則13条の2十	(11) (略)	
	規則13条の2十一	(12) (略)	
	規則13条の2十二	(13) (略)	
4. 特定約束手形の発行に関する事項	法5条①二へ	(略)	
	規則14条一	(1) (略)	
	規則14条二	(2) (略)	
	規則14条三	(3) (略)	
	同号ロ	(b) 資産流動化計画においてその発行の限度額が定められているか。	
	同号ハ 規則77条一	(c) 資産流動化計画において、特定短期社債の発行期間中に取得する特定資産の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件)及び取得時期(取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由)が具体的に定められているか。	
	規則77条二イ	(d) 規則18条7号ロの場合であって、取得する資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、発行を予定する特定短期社債について指定格付機関(当該特定短期社債の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。)から金融庁長官の指定する格付を取得しているか。	
	規則77条二ロ	(e) 上記(d)以外の場合で、信用補完が講じられているか、又は発行を予定する特定短期社債について指定格付機関(当該特定短期社債の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。)から金融庁長官の指定する格付を取得しているか。	
	規則15条十	(11) (略)	
	規則15条十一	(12) (略)	
	規則15条十二	(13) (略)	
4. 特定約束手形の発行に関する事項	法5条①二へ	(略)	
	規則16条一	(1) (略)	
	規則16条二	(2) (略)	
	規則16条三	(3) (略)	

現 行		改 正 後	
規則14条四	(4) (略)	規則16条四	(4) (略)
規則14条五	(5) (略)	規則16条五	(5) (略)
規則14条六	(6) (略)	規則16条六	(6) (略)
規則14条七	(7) (略)	規則16条七	(7) (略)
規則14条八	(8) (略)	規則16条八	(8) (略)
法149条一	(9) 次に掲げるすべての要件を満たしているか。	法205条一	(9) 次に掲げるすべての要件を満たしているか又は特定約束手形の支払のための資金を調達するものであるか。
同号イ	(a) 特定約束手形の発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものである旨の記載があるか。	同号イ	(a) 特定約束手形の発行の目的が、特定資産を取得するために必要な資金を調達するものであるか。
同号ロ	(b) 資産流動化計画においてその発行の限度額が記載されているか。	同号ロ	(b) 資産流動化計画においてその発行の限度額が定められているか。
同号ハ 規則39条一	(c) 資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件)及び取得時期(取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由)の具体的な記載があるか。	同号ハ 規則91条一	(c) 資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件)及び取得時期(取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由)が具体的に定められているか。
規則39条二 イ	(d) 規則16条7号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、発行を予定する特定約束手形について指定格付機関(当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。)から金融庁長官の指定する格付を取得している旨の記載があるか。	規則91条二 イ	(d) 規則18条7号ロの場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、発行を予定する特定約束手形について指定格付機関(当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。)から金融庁長官の指定する格付を取得しているか。
規則39条二 ロ	(e) 上記(d)以外の場合で、信用補完が講じられている旨又は発行を予定する特定約束手形について指定格付機関(当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。)から金融庁長官	規則91条二 ロ	(e) 上記(d)以外の場合で、信用補完が講じられているか、又は発行を予定する特定約束手形について指定格付機関(当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。)から金融庁

現 行			改 正 後		
		の指定する格付を取得している旨の記載があるか。			長官の指定する格付を取得しているか。
	規則14条九	(10) (略)		規則16条九	(10) (略)
	規則14条十	(11) (略)		規則16条十	(11) (略)
	規則14条十一	(12) (略)		規則16条十一	(12) (略)
5. 特定目的借入れに関する事項	法5条①ニト	(略)	/	法5条①ニト	(略)
	規則15条一	(1) (略)		規則17条一	(1) (略)
	規則15条二	(2) 限度額(借入れ予定残高の上限をいう。)について記載があるか。		規則17条二	(2) 限度額(借入れ予定残高の上限をいう。)について記載があるか。
	規則15条三	(3) 各借入れに関する事項として次に掲げる事項の記載があるか。		規則17条三	(3) 各借入れに関する事項として次に掲げる事項の記載があるか。
	同号イ	(a) (略)		同号イ	(a) (略)
	同号ロ	(b) (略)		同号ロ	(b) (略)
	同号ハ	(c) (略)		同号ハ	(c) (略)
	同号ニ	(d) (略)		同号ニ	(d) (略)
	同号ホ	(e) (略)		同号ホ	(e) (略)
	規則15条四	(4) (略)		規則17条四	(4) (略)
	規則15条五	(5) 上記(1)及び(2)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件が記載されているか。		規則17条五	(5) 上記(1)及び(2)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。
	規則15条六	(6) (略)		規則17条六	(6) (略)
	6. 特定資産に関する事項	法第5条①三 規則16条一		(1) (略)	6. 特定資産に関する事項
規則16条二		(2) (略)	規則18条二	(2) (略)	
規則16条三		(3) (略)	規則18条三	(3) (略)	

現 行			改 正 後		
	規則16条四	(4) (略)		規則18条四	(4) (略)
	規則16条五	(5) (略)		規則18条五	(5) (略)
	規則16条六	(6) (略)		規則18条六	(6) (略)
	規則16条七イ	【開発型の場合】 (7) (略)		規則18条七イ	【開発型の場合】 (7) (略)
	規則16条七ロ	【プログラム発行スキームの場合】 (8) (略)		規則18条七ロ	【プログラム発行スキームの場合】 (8) (略)
	同(1)	(a) 取得する特定資産が指名金銭債権若しくは約束手形又はこれらを信託する信託の受益権のみである旨の記載があるか。		同(1)	(a) 取得する特定資産が指名金銭債権若しくは約束手形又はこれらを信託する信託の受益権のみであるか。
	同(2)	(b) 発行を予定する資産対応証券が特定短期社債又は特定約束手形のみである旨の記載があるか。		同(2)	(b) 発行を予定する資産対応証券が特定短期社債又は特定約束手形のみであるか。
	同(3)	(c) 特定目的借入れを行わない旨の記載があるか。		同(3)	(c) 特定目的借入れを行わないか。
	同(4)	(d) (略)		同(4)	(d) (略)
	規則16条七ハ	【特定社債継続発行スキームの場合】 (9) (略)		規則18条七ハ	【特定社債継続発行スキームの場合】 (9) (略)
	同(1)	(a) 上記(1)の「特定資産の内容」欄に掲げる事項によって特定が可能な指名金銭債権若しくは有価証券又はこれらを信託する信託の受益権であって、一定の条件に基づいて抽出される資産を、特定目的会社が将来継続して取得するものであることの記載があるか。		同(1)	(a) 上記(1)の「特定資産の内容」欄に掲げる事項によって特定が可能な指名金銭債権若しくは有価証券又はこれらを信託する信託の受益権であって、一定の条件に基づいて抽出される資産を、特定目的会社が将来継続して取得するものであるか。
	同(2)	(b) 発行される資産対応証券が、担保付社債信託法の規定又は法第113条第3項の規定により担保が付された特定社債であることの記載があるか。		同(2)	(b) 発行される資産対応証券が、担保付社債信託法の規定又は法第130条第2項の規定により担保が付された特定社債であるか。
	同(3)	(c) (略)		同(3)	(c) (略)
	規則16条八	(10) (略)		規則18条八	(10) (略)
7. 特定資産の管理等に関する	法5条①四 規則17条一	(1) (略)		7. 特定資産の管理等に関する 法5条①四 規則19条一	(1) (略)

現 行				改 正 後			
事項				事項			
	規則17条二	(2) 特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者(以下7.において「受託者等」という。)の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等について(特定資産が不動産の場合、当該受託者等が不動産特定共同事業法第6条各号のいずれにも該当しない者である旨の記載を含む。)記載があるか。			規則19条二	(2) 特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者(以下7.において「受託者等」という。)の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等に関する事項について(特定資産が不動産の場合、当該受託者等が不動産特定共同事業法第6条各号のいずれにも該当しない者である旨の記載を含む。)記載があるか。	
	法147条				法203条		
	規則17条三	(3) 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定目的借入れに係る債権者及び特定社債管理会社(特定社債に物上担保を付す場合は担保付社債信託法に規定する信託会社)の利害に関する事項について記載があるか。			規則19条三	(3) 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並びに資産対応証券の保有者、特定目的借入れに係る債権者及び特定社債管理者(特定社債に物上担保を付す場合は担保付社債信託法に規定する信託会社)の利害に関する事項について記載があるか。	
	規則17条四	(4) 上記(1)~(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続きが記載されているか。			規則19条四	(4) 上記(1)~(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続きについて記載があるか。	
	規則17条五	(5) (略)			規則19条五	(5) (略)	
	規則17条六	(6) (略)			規則19条六	(6) (略)	
8. 資金の借入に関する事項	法第5条①五	(1) (略)		8. 資金の借入に関する事項	法第5条①五	(1) (略)	
	規則18条一				規則20条一		
	規則18条二	(2) (略)			規則20条二	(2) (略)	
	規則18条三	(3) (略)			規則20条三	(3) (略)	
	同号イ	(a) (略)			同号イ	(a) (略)	
	同号ロ	(b) (略)			同号ロ	(b) (略)	
	同号ハ	(c) (略)			同号ハ	(c) (略)	
	同号ニ	(d) (略)			同号ニ	(d) (略)	

現 行		改 正 後			
	規則18条四	(4) 上記(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続が記載されているか。	規則20条四	(4) 上記(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則18条五	(5) 上記(1)び(2)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件が記載されているか。	規則20条五	(5) 上記(1)び(2)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則18条六	(6) (略)	規則20条六	(6) (略)	
9. その他資産流動化計画記載事項	法5条①六 規則19条一	(1) (略)	9. その他資産流動化計画記載事項	法5条①六 規則21条一	(1) (略)
	規則19条二	(2) (略)		規則21条二	(2) (略)
	規則19条三	(3) 発行される優先出資又は特定社債について少人数私募を行う場合には、資産流動化計画の謄本又は抄本を優先出資申込証又は特定社債申込証に添付する旨の記載があるか。		規則21条三	(3) 発行される優先出資又は特定社債について少人数私募を行う場合には、資産流動化計画の謄本又は抄本を交付する旨の記載があるか。
	規則19条四	(4) 資産流動化計画に記載される事項のうち、発行される資産対応証券に関する事項又は実行される特定目的借入れに関する事項の内容を変更するための手続き及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続は当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨の記載があるか。		規則21条四	(4) 資産流動化計画に記載され、記録される事項のうち、発行される資産対応証券又は実行される特定目的借入れに関する事項の内容を変更するための手続き及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続は当該発行又は実行が行われる前に行うものとする旨の記載があるか。
	規則19条五	(5) (略)		規則21条五	(5) (略)
	規則19条六	(6) 資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する第一種特定目的会社にあつては、その旨及び特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行の完了時において残存する財産を処理する方法の記載があるか。		規則21条六	(6) 第一種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨並びに特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行の完了時において残存する財産を処理する方法の記載があるか。
	規則19条七	(7) 資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する第二種特定目的会社にあつては、その旨及び仮清算消却の完了時において残存する財産を処理する方法の記載		規則21条七	(7) 第二種特定目的会社にあつては、資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する場合は、その旨及び仮清算消却の完了時において残存する財産を処理する方法

現 行				改 正 後			
			があるか。				の記載があるか。
	規則19条八		(8) (略)		規則21条八		(8) (略)
	規則19条九		(9) 法第142条に規定する附帯業務に関する事項の記載があるか。		規則21条九		(9) 法第195条第1項に規定する附帯業務に関する事項の記載があるか。
	規則19条十		(10) 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他投資家保護の観点から記載が必要な事項が記載されているか。		規則21条十		(10) 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他投資家保護の観点から記載が必要な事項について記載があるか。
	規則19条十一		(11) (略)		規則21条十一		(11) (略)
	規則19条十二		(12) (略)		規則21条十二		(12) (略)

現 行	改 正 後																																															
<p>9A 特定目的会社（新SPC、SPT）関係</p> <p>別紙様式2</p> <p>[特定目的信託 届出書類チェックリスト]</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">特定目的信託契約締結届出審査書(資産信託流動化計画以外) 届出者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">審 査 項 目</th> <th style="width: 40%;">審 査 結 果</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 特定目的信託の受託者(届出者)が信託会社等であるか</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託契約は信託会社等を受託者とするものでなければ締結することができない(法162条) </td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 特定目的信託契約である旨規定されているか (法第168条1号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託契約書案(添付書類) </td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 原委託者の義務に関する事項が記載されているか (法第168条3号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託契約書案(添付書類) </td> <td></td> </tr> <tr> <td>13. 原委託者は、信託した財産に係る受益証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨規定されているか(法169条3号)</td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託契約書案(添付書類) </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	審 査 項 目	審 査 結 果	1. 特定目的信託の受託者(届出者)が信託会社等であるか		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託契約は信託会社等を受託者とするものでなければ締結することができない(法162条) 		(新設)		(新設)		(新設)		2. 特定目的信託契約である旨規定されているか (法第168条1号)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託契約書案(添付書類) 		3. 原委託者の義務に関する事項が記載されているか (法第168条3号)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託契約書案(添付書類) 		13. 原委託者は、信託した財産に係る受益証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨規定されているか(法169条3号)		<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託契約書案(添付書類) 		<p>9A 特定目的会社、特定目的信託（SPC、SPT）関係</p> <p>別紙様式2</p> <p>[特定目的信託 届出書類チェックリスト]</p> <p style="text-align: right;">(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p style="text-align: center;">特定目的信託契約書案の記載内容についてのチェックリスト 届出者</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">関連条文</th> <th style="width: 60%;">審査する内容</th> <th style="width: 25%;">チェック欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法223条</td> <td>(1)特定目的信託に係る信託契約は、信託会社等を受託者としているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>規則116条</td> <td>(2)特定資産信託契約の契約書には、以下に掲げる事項が記載されているか。ただし、(6)～(23)に掲げる事項について資産信託流動化計画に記載した場合は、この限りでない。</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">/</td> </tr> <tr> <td>規則116条一</td> <td>(3)特定目的信託契約の締結の年月日について記載されているか。</td> </tr> <tr> <td>規則116条二</td> <td>(4)受託信託会社等及び原委託者の氏名又は名称について記載されているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法229条一 規則116条三</td> <td>(5)特定目的信託契約である旨規定されているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>法229条三 法230条三 規則116条四</td> <td>(6)原委託者はその信託した特定資産に係る受益証券に関する規則第89条各号に掲げる書類に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨その他原委託者の義務に関する事項について記載されているか。</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	関連条文	審査する内容	チェック欄	法223条	(1)特定目的信託に係る信託契約は、信託会社等を受託者としているか。		規則116条	(2)特定資産信託契約の契約書には、以下に掲げる事項が記載されているか。ただし、(6)～(23)に掲げる事項について資産信託流動化計画に記載した場合は、この限りでない。	/	規則116条一	(3)特定目的信託契約の締結の年月日について記載されているか。	規則116条二	(4)受託信託会社等及び原委託者の氏名又は名称について記載されているか。		法229条一 規則116条三	(5)特定目的信託契約である旨規定されているか。		法229条三 法230条三 規則116条四	(6)原委託者はその信託した特定資産に係る受益証券に関する規則第89条各号に掲げる書類に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨その他原委託者の義務に関する事項について記載されているか。				
審 査 項 目	審 査 結 果																																															
1. 特定目的信託の受託者(届出者)が信託会社等であるか																																																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託契約は信託会社等を受託者とするものでなければ締結することができない(法162条) 																																																
(新設)																																																
(新設)																																																
(新設)																																																
2. 特定目的信託契約である旨規定されているか (法第168条1号)																																																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託契約書案(添付書類) 																																																
3. 原委託者の義務に関する事項が記載されているか (法第168条3号)																																																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託契約書案(添付書類) 																																																
13. 原委託者は、信託した財産に係る受益証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨規定されているか(法169条3号)																																																
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的信託契約書案(添付書類) 																																																
関連条文	審査する内容	チェック欄																																														
法223条	(1)特定目的信託に係る信託契約は、信託会社等を受託者としているか。																																															
規則116条	(2)特定資産信託契約の契約書には、以下に掲げる事項が記載されているか。ただし、(6)～(23)に掲げる事項について資産信託流動化計画に記載した場合は、この限りでない。	/																																														
規則116条一	(3)特定目的信託契約の締結の年月日について記載されているか。																																															
規則116条二	(4)受託信託会社等及び原委託者の氏名又は名称について記載されているか。																																															
法229条一 規則116条三	(5)特定目的信託契約である旨規定されているか。																																															
法229条三 法230条三 規則116条四	(6)原委託者はその信託した特定資産に係る受益証券に関する規則第89条各号に掲げる書類に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨その他原委託者の義務に関する事項について記載されているか。																																															

現 行		改 正 後	
4. 受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する事項が規定されているか(法第168条4号)		法229条四 規則116条五	(7)受託信託会社等に対する費用の償還及び損害の補償に関する事項について記載されているか。
・ 特定目的信託契約書案(添付書類)			
5. 信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項が規定されているか(法第168条5号)		法229条五 規則116条六	(8)信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期に関する事項について記載されているか。
・ 特定目的信託契約書案(添付書類)			
6. 公告の方法について規定されているか(法第168条6号)		法229条六 規則116条七	(9)公告方法について記載されているか。
・ 特定目的信託契約書案(添付書類)			
12. 特定資産の管理・処分について受託信託会社等に対して指図を行うことができない旨規定されているか(法169条1号)		法230条一 規則116条八	(10)特定資産の管理及び処分について受託信託会社等に対して指図を行うことができない旨記載されているか。
・ 特定目的信託契約書案(添付書類)			
(新設)		規則116条九	(11)特定資産が法第230条第2号に規定する政令で定める特定資産である場合は、同号に規定する政令で定める条件が記載されているか。
14. 社債的受益証券の発行予定する場合には、		法230条四 規則116条十	(12)社債的受益権を定める場合は、社債的受益権以外の受益権を定める旨及び以下に掲げる条件が記載されているか。
○ 当該種類以外の受益権を定めること		令52条一	(a)信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごとの配当額をあらかじめ定めること。
○ 信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を行う時期及び配当を行う時期ごと配当額をあらかじめ定めること		令52条二	(b)利益配当は6箇月ごと又は1年ごとに行うこと。
○ 利益配当は6月ごと又は1年毎に行うこと		令52条三	(c)利益配当の額は一の社債的受益権ごとに均一とすること。
○ 利益配当の額は一の社債的受益権ごとに均一とすること		令52条四	(d)社債的受益権の元本の額は変更することなく、当該元本の償還は当該社債的受益権に係る最後の配当を行う時期に一括して行うこと。
○ 社債的受益権の額は変更することなく、当該元本の償還は当該社債的受益権に係る最後の配当を行う時期に一括して行うこと		令52条五	(e)受託信託会社等は、社債的受益権に係る金銭の分配を行うための資金の借入れ又は費用の負担を行わないこと。
○ 受託信託会社等は、社債的受益権に係る金銭の分配を行うための資金の借入れ又は費用の負担を行わないこと		令52条六	(f)配当又は元本償還ができない場合は、特定目的信託を終了させること。
○ 配当又は元本償還ができない場合は、特定目的信託を終了させること			
が条件として規定されているか。 (法第169条4号、令第32条、規則第30条)			

現 行			改 正 後		
(新設)			規則116条十一	(13)記名式の受益証券をもって表示される受益権について譲渡を制限する場合は、その旨記載されているか。	
(新設)			規則116条十二	(14)記名式の受益証券の無記名式への転換について別段の定めをする場合は、その定めが記載されているか。	
(新設)			規則116条十三	(15)受益権の元本持分若しくは利益持分又は元本持分若しくは利益持分の計算に係る定めについて記載されているか。	
(新設)			規則116条十四	(16)権利者名簿管理人又は登録機関を置く場合は、その旨並びにその氏名又は名称及び住所が記載されているか。	
(新設)			規則116条十五	(17)権利者名簿の閉鎖期間又は基準日を指定する場合は、指定する期間又は日について記載されているか。	
7. 権利者集会の決議事項、決議の方法、議決権その他権利者集会に関する事項が規定されているか(規則第63条1号)			規則115条一 規則116条十六	(18)権利者集会の決議事項その他権利者集会に関する事項について記載されているか。	
・ 特定目的信託契約書案(添付書類)					
8. 代表権利者に対する報酬その他の代表権利者に関する事項が規定されているか(規則第63条2号)			規則115条二 規則116条十七	(19)代表権利者に対する報酬その他の代表権利者に関する事項について記載されているか。	
・ 特定目的信託契約書案(添付書類)					
9. 特定信託管理者の選任その他の特定信託管理者に関する事項が規定されているか(規則第63条3号)			規則115条三 規則116条十八	(20)特定信託管理者の選任その他の特定信託管理者に関する事項について記載されているか。	
・ 特定目的信託契約書案(添付書類)					
10. 特定目的信託契約終了の事由に関する事項が規定されているか(規則第63条4号)			規則115条四 規則116条十九	(21)特定目的信託契約の終了事由を定める場合は、その事由について記載されているか。	
・ 特定目的信託契約書案(添付書類)					
(新設)			規則116条二〇	(22)受託信託会社等が固有財産により証券取引法第2条第8項第4号の行為を行う場合は、その旨及び当該行為に関する事項について記載されているか。	
11. その他重要な事項について規定されているか(規則第63条5号)			規則115条五 規則116条二一	(23)その他重要な事項について記載されているか。	
・ 特定目的信託契約書案(添付書類)					

現 行				改 正 後			
資産信託流動化計画の記載内容についてのチェックリスト				資産信託流動化計画の記載内容についてのチェックリスト			
項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄	項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
1. 契約期間	法165条①一 法165条② 令27条 規則54条一 規則54条二	(1) (略)		1. 契約期間	法226条①一 法226条② 令50条 規則106条一 規則106条二	(1) (略)	
	規則54条三	(2) (略)			規則106条三	(2) (略)	
	規則54条四	(3) (略)			規則106条四	(3) (略)	
		(4) (略)				(4) (略)	
2. 特定資産に関する事項	法165条①二 規則55条一	(1) (略)		2. 特定資産に関する事項	法226条①二 規則107条一	(1) (略)	
	規則55条二	(2) 特定資産の権利の移転(特定資産の譲渡及び信託に係る対抗要件の具備に関する事項を含む。)に関する <u>こと</u> について記載があるか。			規則107条二	(2) 特定資産の権利の移転(特定資産の譲渡及び信託に係る対抗要件の具備に関する事項を含む。)に関する <u>事項</u> について記載があるか。	
	規則55条三	(3) (略)			規則107条三	(3) (略)	
	規則55条四	(4) (略)			規則107条四	(4) (略)	
	規則55条五	(5) (略)			規則107条五	(5) (略)	
	規則55条六	(6) (略)			規則107条六	(6) (略)	
	規則55条七	(7) (略)			規則107条七	(7) (略)	
3. 信託受益権に関する事項	法165条①三イ 規則56条①一イ	(1) (略)		3. 信託受益権に関する事項	法226条①三イ 規則108条①一イ	(1) (略)	
	規則56条①一口	(2) (略)			規則108条①一口	(2) (略)	
	規則56条①二	(3) (略)			規則108条①二	(3) (略)	
	同号イ	(a) (略)			同号イ	(a) (略)	

現 行				改 正 後			
	同号口	(b) (略)			同号口	(b) (略)	
	同号ハ	(c) (略)			同号ハ	(c) (略)	
	同号ニ	(d) 社債的受益権を定める場合は、その旨並びに各社債的受益権ごとの令第30条第1号の配当を行う時期及び配当額並びに元本の額について記載があるか。			同号ニ	(d) 社債的受益権を定める場合は、その旨並びに各社債的受益権ごとの令第52条第1号の配当を行う時期及び配当額並びに元本の額について記載があるか。	
	法165条①三口	(4) (略)			法226条①三口	(4) (略)	
	法165条①三八	(5) 受益権の分割又は併合について記載があるか。			法226条①三八	(5) 受益権の分割又は併合に関する事項について記載があるか。	
	規則56条②一	(6) 受益権の転換について記載があるか。			規則108条②一	(6) 受益権の転換に関する事項について記載があるか。	
	規則56条②二				規則108条②二		
	規則56条②三	(7) (略)			規則108条②三	(7) (略)	
	規則56条②四	(8) 上記(5)～(7)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続			規則108条②四	(8) 上記(5)～(7)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則56条②五	(9) (略)			規則108条②五	(9) (略)	
	規則56条②六	(10) 上記(3)の(a)～(d)、(4)～(9)に係る変更の禁止に関する次に掲げる事項について記載があるか。			規則108条②六	(10) 上記(1)～(9)に係る変更の禁止に関する次に掲げる事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) (略)			同号イ	(a) (略)	
	同号ロ	(b) 上記(a)以外の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。			同号ロ	(b) 上記(3)の(d)以外の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
4. 特定資産の管理・処分に関する事項	法165条①四	(1) 特定資産の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。))について記載があるか。		4. 特定資産の管理・処分に関する事項	法226条①四	(1) 特定資産の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨及びその内容(時期及び理由を含む。))について記載があるか。	
	規則57条一				規則109条一		
	規則57条二	(2) (略)			規則109条二	(2) (略)	
	規則57条三	(3) (略)			規則109条三	(3) (略)	
	規則57条四	(4) (略)			規則109条四	(4) (略)	
	規則57条五	(5) (略)			規則109条五	(5) (略)	

現 行			改 正 後		
5. 資金の借入れ又は費用の負担に関する事項	規則57条六	(6) (略)	規則109条六	(6) (略)	
	法165条①五 規則58条一	(1) (略)	法226条①五 規則110条一	(1) (略)	
	同号イ	(a) (略)	同号イ	(a) (略)	
	同号ロ	(b) (略)	同号ロ	(b) (略)	
	同号ハ	(c) (略)	同号ハ	(c) (略)	
	(1)	イ (略)	(1)	イ (略)	
	(2)	ロ (略)	(2)	ロ (略)	
	(3)	ハ (略)	(3)	ハ (略)	
	(4)	ニ (略)	(4)	ニ (略)	
	規則58条二	(2) (略)	規則110条二	(2) (略)	
	同号イ	(a) (略)	同号イ	(a) (略)	
	同号ロ	(b) (略)	同号ロ	(b) (略)	
	同号ハ	(c) (略)	同号ハ	(c) (略)	
	規則58条三	(3) 受託信託会社等が特定信託管理者に支払うべき報酬、その事務処理のために要する費用及び利息並びに損害賠償額について信託財産に関する費用として負担することを予定する場合は、次に掲げる事項について記載があるか。	規則110条三	(3) 受託信託会社等が特定信託管理者に対して与えるべき報酬、その事務処理のために要する費用及び利息並びに損害賠償額について信託財産に関する費用として負担することを予定する場合は、次に掲げる事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) (略)	同号イ	(a) (略)	
同号ロ	(b) (略)	同号ロ	(b) (略)		
同号ハ	(c) (略)	同号ハ	(c) (略)		
規則58条四	(4) (略)	規則110条四	(4) (略)		

現 行				改 正 後			
6. その他の 資産信託流 動化計画記 載事項	規則58条五	(5) (略)		6. その他の 資産信託流 動化計画記 載事項	規則110条五	(5) (略)	
	規則58条六	(6) (略)			規則110条六	(6) (略)	
	法165条①六 規則59条一	(1) (略)			法226条①六 規則111条一	(1) (略)	
	規則59条二	(2) (略)			規則111条二	(2) (略)	
	規則59条三	(3) (略)			規則111条三	(3) (略)	
	規則59条四	(4) (略)			規則111条四	(4) (略)	
	規則59条五	(5) 信託期間中に特定資産の管理又は処分により得られた利益を特定資産とすること(利益の特定資産組入れ)を予定する場合は、その旨及び利益の特定資産組入れについて記載があるか。			規則111条五	(5) 信託期間中に特定資産の管理又は処分により得られた利益を特定資産とすること(利益の特定資産組入れ)を予定する場合は、その旨及び利益の特定資産組入れに関する事項について記載があるか。	
	規則59条六	(6) (略)			規則111条六	(6) (略)	
	規則59条七	(7) (略)			規則111条七	(7) (略)	
	規則59条八	(8) 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の受益証券の権利者保護の観点から必要な事項の記載があるか。			規則111条八	(8) 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の受益証券の権利者保護の観点から必要な事項の記載があるか。	
(新設)	(新設)		規則111条九	(9) 特定目的信託にかかる公告方法(法第3編又は他の法律の規定により官報に掲載する方法によりしなければならないとされているものを除く。)を電子公告(信託会社等(会社に限る。)にあっては、会社法第2条第34号に規定する電子公告をいい、信託会社等(会社を除く。)にあっては、法第288条第1項第3号に掲げる電子公告をいう。)としようとするときは、公告アドレスの記載があるか。			
規則59条九	(9) (略)		規則111条十	(10) (略)			

現 行			改 正 後		
	(10) 上記(1)～(9)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。		規則111条十一	(11) 上記(1)～(10)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	

現 行	改 正 後
<p>別紙様式4（ひな型） 特定目的会社届出証明書 年 月 日 財務（支）局長 殿 申請者 商号又は名称 代表者の氏名 印 下記のとおり、資産の流動化に関する<u>法律第3条</u>の規定により業務開始届を行ったことを証明願います。 （略）</p>	<p>別紙様式4（ひな型） 特定目的会社届出証明書 年 月 日 財務（支）局長 殿 申請者 商号又は名称 代表者の氏名 印 下記のとおり、資産の流動化に関する<u>法律第4条</u>の規定により業務開始届を行ったことを証明願います。 （略）</p>

現 行	改 正 後
別紙様式6（ひな型） （日本工業規格A4）	別紙様式6（ひな型） （日本工業規格A4）
証 明 申 請 書	証 明 申 請 書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
財務（支）局長 殿	財務（支）局長 殿
申請者 本店 商号（会社名） 取締役（氏名） 印	申請者 本店 商号（会社名） 取締役（氏名） 印
申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の3第1項の規定の適用を受けたいので、 <u>租税特別措置法施行規則第31条の5第1項</u> に規定する事項を証する書類の交付を申請します。 添付書類：不動産売買契約書（写）等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの ：租税特別措置法第83条の3第1項第2号の要件を満たすことを証する書面	申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した別紙記載の不動産に関する所有権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の3第1項の規定の適用を受けたいので、 <u>租税特別措置法施行規則第31条の7第1項</u> に規定する事項を証する書類の交付を申請します。 添付書類：不動産売買契約書（写）等、申請者による当該登記に係る不動産の所有権の取得日を確認することができるもの ：租税特別措置法第83条の3第1項第2号の要件を満たすことを証する書面
証 明 書	証 明 書
1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の3第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。	1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の3第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。
2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、法第83条の3第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第83条の3第1項に規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。 (1) 同号イに該当する場合 100分の (2) 同号ロに該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の)	2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の取得は、法第83条の3第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、法第83条の3第1項に規定する特定不動産に該当し、以下のとおり同項第2号に掲げる要件を満たしている。 (1) 同号イに該当する場合 100分の (2) 同号ロに該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の)
3. 申請者の上記2. に係る特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の3第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。	3. 申請者の上記2. に係る特定不動産の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の3第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。
以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務（支）局長 ○○ ○○ 印 (別紙)	以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務（支）局長 ○○ ○○ 印 (別紙)
(略)	(略)

現 行	改 正 後
<p>別紙様式7（ひな型）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 本店 商 号（会社名） 取締役（氏名）印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の3第1項の規定の適用を受けたいので、<u>租税特別措置法施行規則第31条の5第1項</u>に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：債権譲渡契約書（写）等、申請者による当該登記に係る指名金銭債権の取得日を確認することができるもの</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の3第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、法第83条の3第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該指名金銭債権は、法第83条の3第1項に掲げる要件を満たす指名金銭債権に該当する。</p> <p>3. 申請者の上記2. に係る指名金銭債権の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の3第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>以上のとおり証明する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: right;">（別 紙）</p> <p>（略）</p>	<p>別紙様式7（ひな型）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">証 明 申 請 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: center;">申請者 本店 商 号（会社名） 取締役（氏名）印</p> <p>申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約を締結した指名金銭債権に伴う別紙記載の不動産の質権又は抵当権の移転の登記につき、租税特別措置法第83条の3第1項の規定の適用を受けたいので、<u>租税特別措置法施行規則第31条の7第1項</u>に規定する事項を証する書類の交付を申請します。</p> <p>添付書類：債権譲渡契約書（写）等、申請者による当該登記に係る指名金銭債権の取得日を確認することができるもの</p> <hr/> <p style="text-align: center;">証 明 書</p> <p>1. 申請者は、租税特別措置法（以下「法」という。）第83条の3第1項第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</p> <p>2. 申請者による_____からの別紙記載の不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権の取得は、法第83条の3第1項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該指名金銭債権は、法第83条の3第1項に掲げる要件を満たす指名金銭債権に該当する。</p> <p>3. 申請者の上記2. に係る指名金銭債権の取得日は平成 年 月 日であり、この証明書により法第83条の3第1項の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。</p> <p>以上のとおり証明する。 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">財務（支）局長 ○○ ○○ 印</p> <p style="text-align: right;">（別 紙）</p> <p>（略）</p>

現 行	改 正 後
別紙様式 8 (ひな型) (日本工業規格 A4)	別紙様式 8 (ひな型) (日本工業規格 A4)
証 明 申 請 書	証 明 申 請 書
平成 年 月 日	平成 年 月 日
財務(支)局長 殿	財務(支)局長 殿
申請者 本店 商号 (会社名) 取締役 (氏名) 印	申請者 本店 商号 (会社名) 取締役 (氏名) 印
申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約(請負契約)を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、 <u>地方税法附則第11条第10項の規定の適用を受けたいので</u> 、地方税法施行規則附則第3条の2の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。 添付書類：不動産売買契約書(写)等、申請者が当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による資産の取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認することができる書面。 ： <u>地方税法施行令附則第7条第7項の要件を満たすことを証する書面</u>	申請者が_____と 年 月 日をもって売買契約(請負契約)を締結した別紙記載の不動産に関する不動産取得税につき、 <u>地方税法附則第11条第9項の規定の適用を受けたいので</u> 、地方税法施行規則附則第3条の2の9に規定する事項を証する書類の交付を申請します。 添付書類：不動産売買契約書(写)等、申請者が当該申請に係る不動産の所有権の取得日を確認することができる書面。また、開発による資産の取得の場合には当該申請に係る不動産の取得日を確認することができる書面。 ： <u>地方税法施行令附則第7条第6項の要件を満たすことを証する書面</u>
証 明 書	証 明 書
1. 申請者は、 <u>地方税法(以下「法」という。)施行令附則第7条第6項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</u>	1. 申請者は、 <u>地方税法(以下「法」という。)施行令附則第7条第5項に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。</u>
2. 申請者による別紙記載の不動産の取得は、 <u>法附則第11条第10項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第7項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。</u> (1) 同項第1号に該当する場合 100分の (2) 同項第2号に該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の)	2. 申請者による別紙記載の不動産の取得は、 <u>法附則第11条第9項に規定する資産の流動化に関する法律第2条第4項の資産流動化計画に基づくものであり、取得する当該不動産は、以下のとおり法施行令附則第7条第6項の要件を満たす特定目的会社が行うものである。</u> (1) 同項第1号に該当する場合 100分の (2) 同項第2号に該当する場合 100分の (当該不動産取得前 100分の)
3. 申請者の上記2. に係る不動産の取得日は平成 年 月 日である。	3. 申請者の上記2. に係る不動産の取得日は平成 年 月 日である。
以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務(支)局長 ○○ ○○ 印	以上のとおり証明する。 平成 年 月 日 財務(支)局長 ○○ ○○ 印
(別 紙)	(別 紙)
(略)	(略)

現 行	改 正 後
<p>9 B 特定目的会社（旧SPC）関係</p> <p>「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律」附則第2条により、改正前の「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下「法」という。）の適用を受けることとされる平成12年11月29日以前に成立した特定目的会社に関する事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">9 B-1 登録の申請、届出等関係</div> <p>法第2章の規定に基づく、特定目的会社の登録の申請並びに変更及び廃業等の届出の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>9 B-1-1 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任 特定目的会社の主たる営業所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に委任した権限のうち当該特定目的会社が提出する届出書等の受理に関する権限は、当該財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長に行わせることができるものとする。</p> <p>9 B-1-2 登録申請書の受理及び審査 登録申請書の受理に当たっては、当該申請書の記載事項及び添付書類に不備がないかを確認したうえで、別紙様式1「特定目的会社 申請書類チェックリスト」に従い審査するものとする。 また、法第11条第1項の規定に基づく変更登録申請の受理に当たっても、同様に取り扱うものとする。</p> <p>9 B-1-3 登録の申請の処理 (1) 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第17条第2項の規定による登録済通知書は、次により取り扱うものとする。 ① 登録番号は、管轄財務局長ごとに、決裁を終了した順に1号から一連番号とするものとする ② 登録番号の（ ）書きには、法第3条の規定に基づく登録及び第11条第1項の規定に基づく変更登録の回数を記入するものとする。 ③ 登録がその効力を失った場合は、登録番号は欠番とし、補充は行わないものとする。この場合において、登録事項を登録簿から抹消するとともに、資産流動化実施計画の縦覧も終了するものとする。 (2) 規則第19条の規定に基づく登録拒否通知書については、拒否の理由に該当する法第8条第1項各号のうち該当する号の番号、又は登録申請書等のうちに重要な事項について、虚偽の記載がある箇所若しくは重要な事実の記載の欠けている箇所を、具体的に明らかにするものとする。</p> <p>9 B-1-4 登録事項に係る変更届出書の処理</p>	<p>9 B 特例旧特定目的会社関係</p> <p>「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（以下「会社法整備法」という。）第230条第1項に規定する特例旧特定目的会社に関する事務処理については、9 A-1、9 A-2、9 A-3、9 A-5及び9 A-6は適用せず、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin: 10px 0;">9 B-1 届出等関係</div> <p>特例旧特定目的会社の変更の届出等の事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。</p> <p>9 B-1-1 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任 特例旧特定目的会社の主たる事業所の所在地が財務事務所又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長（福岡財務支局長及び沖縄総合事務局長を含む。以下同じ。）に委任した権限のうち当該特例旧特定目的会社が提出する届出書等の受理に関する権限は、当該財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長に行わせることができるものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>9 B-1-2 登録事項に係る変更届出書の処理</p>

現 行	改 正 後
<p>変更届出書の受理に当たっては、当該届出書に不備がないかを確認のうえ、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>(1) 新たに役員又は重要な使用人になった者が法第8条第1項第3号イからホのいずれかに該当することが明らかとなった場合には、届出者に対し、<u>法第158条</u>に規定する登録の取消し等の措置を行うものとする。</p> <p>(2) 規則第21条第1項に規定する「その他の書類」とは、従前の登録申請書及びその添付書類並びに当該届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しとするものとする。</p> <p>また、変更後の主たる営業所を管轄する管轄財務局長は、同条第3項の規定に基づき届出者に対し通知する登録変更済通知書に、<u>新たな登録番号（（ ）書きは従前のとおりとする。）</u>を付記するものとする。</p> <p><u>9B-1-5 資産流動化計画の変更承認申請書の受理及び審査</u> <u>法第9条第3項</u>の規定に基づく資産流動化計画の変更に係る承認申請書の受理に当たっては、当該申請書の記載事項に不備がないかを確認したうえで、資産流動化計画の変更の内容が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中、「<u>定款、資産流動化計画及び資産流動化実施計画等の記載内容についてのチェックリスト</u>」の「<u>資産流動化計画の記載内容</u>」を参考として審査するものとする。</p> <p><u>9B-1-6 資産流動化計画の変更の届出の処理</u> 資産流動化計画変更届出書の受理に当たっては、当該届出書に不備がないかを確認のうえ、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>(1) 規則第22条第1項の規定に係る変更の場合にあっては、上記9B-1-4に準じて処理するものとする。</p> <p>(2) 法第9条第6項の規定に基づき、当該届出書に資産流動化実施計画の変更に基づく変更後の資産流動化実施計画の提出があった際は、新たな資産流動化実施計画が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中、「<u>定款、資産流動化計画及び資産流動化実施計画等の記載内容についてのチェックリスト</u>」の「<u>資産流動化実施計画の記載内容</u>」を参考として処理するものとする。</p> <p><u>9B-1-7 業務終了の届出の処理</u> <u>法第10条第1項</u>の規定に基づく資産流動化計画に係る業務終了の届出書を受理したときは、当該届出書に係る登録簿に、同条第2項に掲げる事項を明瞭に付記するものとする。なお、当該届出のあった日から3年間、<u>法第11条第1項</u>の規定による変更登録申請がなかった場合は、<u>法第158条第2項</u>により登録を取り消すことに留意するものとする。</p> <p><u>9B-1-8 登録証明書の発行</u> 登録を受けた特定目的会社から公的機関に提出する必要がある等の理由により、その者の登録証明の申請があったときは、別紙様式2により<u>特定目的会社登録証明</u>を行うものとする。</p> <p><u>9B-1-9 特定目的会社登録簿の縦覧</u> <u>規則第18条</u>の規定に基づく特定目的会社登録簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。</p>	<p>変更届出書の受理に当たっては、当該届出書に不備がないかを確認のうえ、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>(1) 新たに役員又は重要な使用人になった者が<u>会社法整備法第233条第40項第1号口（1）</u>から（6）のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、届出者に対し、<u>同項</u>に規定する登録の取消し等の措置を行うものとする。</p> <p>(2) <u>会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の特例旧特定目的会社に関する内閣府令（以下「内閣府令」という。）第16条第1項</u>に規定する「その他の書類」とは、従前の登録申請書及びその添付書類並びに当該届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しとするものとする。</p> <p>また、変更後の主たる事業所を管轄する管轄財務局長は、同条第3項の規定に基づき届出者に対し通知する登録変更済通知書に、<u>新たな登録番号</u>を付記するものとする。</p> <p><u>9B-1-3 資産流動化計画の変更承認申請書の受理及び審査</u> <u>会社法整備法第230条第20項</u>の規定に基づく資産流動化計画の変更に係る承認申請書の受理に当たっては、当該申請書の記載事項に不備がないかを確認したうえで、資産流動化計画の変更の内容が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中、「<u>資産流動化計画の記載内容</u>」を参考として審査するものとする。</p> <p><u>9B-1-4 資産流動化計画の変更の届出の処理</u> 資産流動化計画変更届出書の受理に当たっては、当該届出書に不備がないかを確認のうえ、次に掲げる事項について留意するものとする。</p> <p>(1) <u>内閣府令第17条</u>の規定に係る変更の場合にあっては、上記9B-1-3に準じて処理するものとする。</p> <p>(2) <u>会社法整備法第230条第23項</u>の規定に基づき、当該届出書に資産流動化実施計画の変更に基づく変更後の資産流動化実施計画の提出があった際は、新たな資産流動化実施計画が法令に違反していないかどうかについて、別紙様式1中、「<u>資産流動化実施計画の記載内容</u>」を参考として処理するものとする。</p> <p><u>9B-1-5 業務終了の届出の処理</u> <u>会社法整備法第234条第1項</u>の規定に基づく資産流動化計画に係る業務終了の届出書を受理したときは、当該届出書に係る登録簿に、<u>当該資産流動化計画に基づく業務が終了した旨及びその届出のあった年月日を明瞭に付記するものとする</u>。なお、当該届出のあった日から3年間、<u>会社法整備法第234条第4項</u>の規定により新たに特定目的会社としての設立の登記をしなかった場合は、<u>会社法整備法第234条第10項</u>により登録を取り消すことに留意するものとする。</p> <p><u>9B-1-6 登録証明書の発行</u> <u>特例旧特定目的会社</u>から公的機関に提出する必要がある等の理由により、その者の登録証明の申請があったときは、別紙様式2により<u>特例旧特定目的会社登録証明</u>を行うものとする。</p> <p><u>9B-1-7 特例旧特定目的会社登録簿の縦覧</u> <u>（1）内閣府令第4条</u>の規定に基づく特例旧特定目的会社登録簿の縦覧については、次により取り扱う</p>

現 行	改 正 後
<p>(1) 申請者に別紙様式3による登録簿縦覧申請書の所定事項の記入を求めるものとする。 なお、他の管轄財務局長が登録を行った会社に係る縦覧申請があった場合には、当該他の管轄財務局長が行った登録事項を照会のうえ、縦覧に応じるものとする。</p> <p>(2) 登録簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</p> <p>① 縦覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日以外の日とする。</p> <p>② 縦覧時間は、管轄財務局長が指定する時間内とする。</p> <p>③ 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</p> <p>(3) 登録簿は、管轄財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</p> <p>(4) 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>① 上記(1)から(3)まで又は係員の指示に従わない者</p> <p>② 登録簿等を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>③ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(新設) 【参考】(9B-1-3 (1) ③を移設)</p>	<p>ものとする。</p> <p>① 申請者に別紙様式3による登録簿縦覧申請書の所定事項の記入を求めるものとする。 なお、他の管轄財務局長が登録を行った会社に係る縦覧申請があった場合には、当該他の管轄財務局長が行った登録事項を照会のうえ、縦覧に応じるものとする。</p> <p>② 登録簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。</p> <p>a. 縦覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日以外の日とする。</p> <p>b. 縦覧時間は、管轄財務局長が指定する時間内とする。</p> <p>c. 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。</p> <p>③ 登録簿は、管轄財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。</p> <p>④ 次に該当する者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。</p> <p>a. 上記①から③まで又は係員の指示に従わない者</p> <p>b. 登録簿等を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>c. 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者</p> <p>(2) <u>特例旧特定目的会社の登録がその効力を失った場合は、登録事項を登録簿から抹消するとともに、資産流動化実施計画の縦覧も終了するものとする。</u></p>
<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9B-2 SPCの登録等に関する定期報告等</p>	<p style="border: 1px solid black; padding: 2px;">9B-2 登録状況等に関する定期報告等</p>
<p>9B-2-1 登録関係</p> <p>(1) <u>登録又は登録の拒否を行った場合には、その都度、登録済通知書(写)又は登録拒否通知書(写)を監督局長あて送付するものとする。</u></p> <p>(2) 廃業の届出書を受理した場合には、その都度、当該届出書(写)を監督局長あて送付するものとする。</p> <p>(3) 半期間(4月から9月までの間及び10月から翌年3月までの間)ごとの登録状況を別紙様式4により作成し、10月末又は4月末までに監督局長あて報告するものとする。</p> <p>9B-2-2 事業報告書</p> <p>事業報告書を受理した場合には、添付書類として提出のある貸借対照表より別紙様式5による特定資産残高等を集計のうえ、4月から9月の間に営業年度が終了する特定目的会社にあつては翌年1月末までに、10月から翌年3月の間に営業年度が終了する特定目的会社にあつては7月末までに、監督局長あて報告するものとする。</p> <p>9B-2-3 監督処分のお知らせ</p> <p>(1) 法第157条の規定による監督処分を行った場合は、当該監督処分に係る<u>是正命令(写)</u>を監督局長あて送付するものとする。</p>	<p>9B-2-1 登録状況 (削除)</p> <p>(1) 廃業の届出書を受理した場合には、その都度、当該届出書(写)を監督局長あて送付するものとする。</p> <p>(2) 半期間(4月から9月までの間及び10月から翌年3月までの間)ごとの登録状況を別紙様式4により作成し、10月末又は4月末までに監督局長あて報告するものとする。</p> <p>9B-2-2 事業報告書</p> <p>事業報告書を受理した場合には、添付書類として提出のある貸借対照表より別紙様式5による特定資産残高等を集計のうえ、4月から9月の間に営業年度が終了する<u>特例旧特定目的会社</u>にあつては翌年1月末までに、10月から翌年3月の間に営業年度が終了する<u>特例旧特定目的会社</u>にあつては7月末までに、監督局長あて報告するものとする。</p> <p>9B-2-3 監督処分のお知らせ</p> <p>(1) <u>会社法整備法第233条第39項において読み替えて適用する資産の流動化に関する法律(以下「新法」という。)</u>第218条及び<u>会社法整備法第233条第40項の規定による監督処分を行った場合は、当該監</u></p>

現 行	改 正 後
<p>(2) 法第160条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報の写しを、監督局長あて送付するものとする。</p> <p>(新設)</p> <p>【参考】</p> <p>9A-3 SPCが行う附帯業務の範囲</p> <p>特定目的会社が行うことができる業務として法第142条に定める「附帯業務」とは、資産の流動化に係る業務を行う上で必要不可欠な業務でありながら、「資産の流動化に係る業務」に該当しないものをいう。例えば、資金の借入れ（特定目的借入れを除く。）・返済、特定資産の鑑定評価依頼等である。</p> <p>9B-3 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間</p> <p>法第157条及び第158条の規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、検査部門からの検査結果通知（写）を受理したときから、おおむね1ヶ月（管轄財務局長から金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。</p> <p>なお、当該検査結果通知（写）において指摘された事項等につき、管轄財務局長が事実確認等のために特定目的会社に対して報告徴求を行った場合は、報告書を受理したときからおおむね1ヶ月（管轄財務局長から金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。</p> <p>（注1）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</p> <p>i) 複数回にわたって法第156条第1項の規定に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</p> <p>ii) 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</p> <p>（注2）（略）</p> <p>（注3）（略）</p>	<p>督促分に係る通知書の写しを監督局長あて送付するものとする。</p> <p>(2) <u>会社法整備法第233条第44項</u>の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報の写しを、監督局長あて送付するものとする。</p> <p>9B-3 附帯業務の範囲</p> <p>特例旧特定目的会社が行うことができる業務として、<u>会社法整備法第233条第25項</u>の規定により読み替えて適用する<u>新法第195条第1項</u>に定める「附帯業務」とは、特定資産の流動化に係る業務を行う上で必要不可欠な業務でありながら、「特定資産の流動化に係る業務」に該当しないものをいう。例えば、資金の借入れ・返済、特定資産の鑑定評価依頼等である。</p> <p>9B-4 検査結果に基づく監督上の処分に係る標準処理期間</p> <p><u>会社法整備法第233条第39項</u>において読み替えて適用する<u>新法第218条</u>及び<u>会社法整備法第233条第40項</u>の規定に基づき監督上の処分を命ずる場合には、検査部門からの検査結果通知（写）を受理したときから、おおむね1ヶ月（管轄財務局長から金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。</p> <p>なお、当該検査結果通知（写）において指摘された事項等につき、管轄財務局長が事実確認等のために特例旧特定目的会社に対して報告徴求を行った場合は、報告書を受理したときからおおむね1ヶ月（管轄財務局長から金融庁長官への協議を要する場合はおおむね2ヶ月）以内を目途に行うものとする。</p> <p>（注1）「報告書を受理したとき」の判断においては、以下の点に留意する。</p> <p>i) 複数回にわたって<u>会社法整備法第233条第38項</u>において読み替えて適用する<u>新法第217条第1項</u>の規定に基づき報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。</p> <p>ii) 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものは除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。</p> <p>（注2）（略）</p> <p>（注3）（略）</p>

現 行	改 正 後																								
<p>9B 特定目的会社（旧SPC）関係</p> <p>別紙様式 1</p> <p>[特定目的会社 申請書類チェックリスト]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>受付日時</td> <td>年 月 日 (:)</td> <td>商 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>来局者名</td> <td></td> <td>担当者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td></td> <td>TEL</td> <td></td> </tr> </table> <p>(1) 提出書類</p> <p>① 申請書（正本 写（1通））</p> <p>○第1面 ○第2面 ○第3面 ○第4面 ○第5面 ○第6面 ○第7面</p> <p>② 添付書類（資産流動化実施計画写（1部））</p> <p>○定款 ○資産流動化実施計画 ○特定資産譲受契約書案</p> <p>○特定資産管理委託等契約書案 ◎特定目的会社の登記事項証明書 ◎役員等の住民票の抄本</p> <p>◎役員等の許可拒否事由に該当しない旨の市町村長の証明書（略称、証明書）</p> <p>○役員等の履歴書 ○誓約書</p> <p>○特定社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿</p> <p>（注）◎・・・申請日前3月以内のもの</p> <p>(2) 第1面</p> <p>① 提出先 財務局長宛</p> <p>② 申請者 ○住所（第2面4. 第4面 登記事項証明書）</p> <p>○商号（第2面2. 登記事項証明書（商号等） 誓約書）</p> <p>○代表者氏名（第2面3. 登記事項証明書（代表者） 誓約書）</p> <p>○押印（有 無）</p> <p>(3) 第2面</p> <p>① 2. 商号（ふりがな）</p> <p>② 3. 代表者の氏名（ふりがな）</p> <p>③ 4. 住所（チェック済）</p> <p>④ 5. 役員（第2面3. 登記事項証明書（役員） 住民票抄本 証明書 履歴書）</p> <p>(4) 第3面（住民票抄本 証明書 履歴書）</p> <p>(5) 第4面（登記事項証明書）</p> <p>(6) 第6面（割合：特定出資の総額 登記事項証明書 所有割合1/10以上の社員のみ）</p> <p>(7) 第7面（第2面5.）</p>	受付日時	年 月 日 (:)	商 号		来局者名		担当者名		TEL		TEL		<p>9B 特例旧特定目的会社関係</p> <p>別紙様式 1</p> <p>[特例旧特定目的会社 資産流動化計画及び資産流動化実施計画の記載内容チェックリスト]</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>受付日時</td> <td>年 月 日 (:)</td> <td>商 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td>来局者名</td> <td></td> <td>担当者名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>TEL</td> <td></td> <td>TEL</td> <td></td> </tr> </table> <p>(1) (削除)</p> <p>(2) (削除)</p> <p>(3) (削除)</p> <p>(4) (削除)</p> <p>(5) (削除)</p> <p>(6) (削除)</p> <p>(7) (削除)</p>	受付日時	年 月 日 (:)	商 号		来局者名		担当者名		TEL		TEL	
受付日時	年 月 日 (:)	商 号																							
来局者名		担当者名																							
TEL		TEL																							
受付日時	年 月 日 (:)	商 号																							
来局者名		担当者名																							
TEL		TEL																							

現 行	改 正 後																																																
<p>特定目的会社登録審査書 申請者</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">〔登録拒否要件〕 法第8条</th> <th style="width:30%;">審査結果</th> <th style="width:40%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 特定目的会社でないもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない。(法第16条) (申請書、定款、登記事項証明書その他添付書類) </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>2. 資産流動化計画その他の定款の規定又は資産流動化実施計画、特定資産譲受契約書案若しくは特定資産管理委託等契約書案の内容が法律に違反している特定目的会社</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>3. 役員、使用人が成年被後見人、被保佐人、破産者等であること。(8条3号イ又はロ)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 官公署の証明書等(添付書類) </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>4. 禁固以上の刑の執行等から3年以内 SPC法等の罰金刑の執行等から3年以内</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書(添付書類) </td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>5. 登録を取り消された特定目的会社において取消日前30日以内に役員、使用人であった者で、取消日から3年以内</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	〔登録拒否要件〕 法第8条	審査結果		1. 特定目的会社でないもの			<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない。(法第16条) (申請書、定款、登記事項証明書その他添付書類) 			2. 資産流動化計画その他の定款の規定又は資産流動化実施計画、特定資産譲受契約書案若しくは特定資産管理委託等契約書案の内容が法律に違反している特定目的会社			<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 			3. 役員、使用人が成年被後見人、被保佐人、破産者等であること。(8条3号イ又はロ)			<ul style="list-style-type: none"> ・ 官公署の証明書等(添付書類) 			4. 禁固以上の刑の執行等から3年以内 SPC法等の罰金刑の執行等から3年以内			<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書(添付書類) 			5. 登録を取り消された特定目的会社において取消日前30日以内に役員、使用人であった者で、取消日から3年以内			<p>(削除)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;"></th> <th style="width:50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="text-align: center;">(削除)</td><td style="text-align: center;">(削除)</td></tr> </tbody> </table>			(削除)															
〔登録拒否要件〕 法第8条	審査結果																																																
1. 特定目的会社でないもの																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない。(法第16条) (申請書、定款、登記事項証明書その他添付書類) 																																																	
2. 資産流動化計画その他の定款の規定又は資産流動化実施計画、特定資産譲受契約書案若しくは特定資産管理委託等契約書案の内容が法律に違反している特定目的会社																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 別紙 																																																	
3. 役員、使用人が成年被後見人、被保佐人、破産者等であること。(8条3号イ又はロ)																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 官公署の証明書等(添付書類) 																																																	
4. 禁固以上の刑の執行等から3年以内 SPC法等の罰金刑の執行等から3年以内																																																	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 誓約書(添付書類) 																																																	
5. 登録を取り消された特定目的会社において取消日前30日以内に役員、使用人であった者で、取消日から3年以内																																																	
(削除)	(削除)																																																
(削除)	(削除)																																																
(削除)	(削除)																																																
(削除)	(削除)																																																
(削除)	(削除)																																																
(削除)	(削除)																																																
(削除)	(削除)																																																
(削除)	(削除)																																																
<p>別紙</p> <p>定款、資産流動化計画及び資産流動化実施計画等の記載内容についてのチェックリスト</p>	<p>(削除)</p>																																																
<p>I. 定款(資産流動化計画を除く)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">項 目</th> <th style="width:15%;">関連条文</th> <th style="width:55%;">審査する内容</th> <th style="width:20%;">チェック欄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>記載事項</td> <td>法第18条②</td> <td>①目的、②商号、③本店の所在地、④特定資本の額、⑤特定出資1口の金額、⑥資産流動化計画、⑦公告の方法、⑧発起人の氏名</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄	記載事項	法第18条②	①目的、②商号、③本店の所在地、④特定資本の額、⑤特定出資1口の金額、⑥資産流動化計画、⑦公告の方法、⑧発起人の氏名		<p>(削除)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width:25%; text-align: center;">(削除)</td> <td style="width:25%; text-align: center;">(削除)</td> <td style="width:25%; text-align: center;">(削除)</td> <td style="width:25%; text-align: center;">(削除)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> <td style="text-align: center;">(削除)</td> </tr> </tbody> </table>	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																
項 目	関連条文	審査する内容	チェック欄																																														
記載事項	法第18条②	①目的、②商号、③本店の所在地、④特定資本の額、⑤特定出資1口の金額、⑥資産流動化計画、⑦公告の方法、⑧発起人の氏名																																															
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																														
(削除)	(削除)	(削除)	(削除)																																														

現 行				改 正 後			
		及び住所、及び⑨存立の時期又は解散の事由が記載されているか。					
目的	法第142条	資産流動化計画に従って営む特定資産の流動化に係る業務及びその附帯業務に限られているか。		(削除)	(削除)	(削除)	
II. 資産流動化計画の記載内容				I. 資産流動化計画の記載内容			
項目	関連条文	審査する内容	チェック欄	項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
計画期間	法第5条① 令第3条	指名金銭債権及び指名金銭債権を信託する信託の受益権の場合は20年以内、これ以外の場合は50年以内の期間で定められているか。		計画期間	会社法整備 法第230条⑫ 二 政令第2条 内閣府令第5条一	指名金銭債権及び指名金銭債権を信託する信託の受益権の場合は20年以内、これら以外の場合は50年以内の期間で定められているか。	
	規則第9条 二	業務開始期日として定める年月日又は当該期日が登録年月日より遅くなる際に、当該登録年月日を開始期日とする場合はその旨について記載があるか。			内閣府令第5 条二	業務開始期日として定める年月日又は当該期日が登録年月日より遅くなる際に、当該登録年月日を開始期日とする場合はその旨について記載又は記録があるか(以下「記載があるか」という。)	
	規則第9条 三	計画期間の延長又は短縮を予定する旨の記載がある場合には、以下の事項について審査するものとする。			内閣府令第5 条三	計画期間の延長又は短縮を予定する旨の記載又は記録がある場合には、以下の事項について審査するものとする。	
	規則第9条 四イ	利害関係を有する資産対応証券の保有者及び特定社債管理会社(以下「資産対応証券保有者等」という。)が、計画期間の延長又は短縮の決定を、自らの判断に基づき行うことを確保するための手続について記載があるか。			内閣府令 第5条四イ	利害関係を有する資産対応証券の保有者及び特定社債管理者(以下「資産対応証券保有者等」という。)が、計画期間の延長又は短縮の決定を、自らの判断に基づき行うことを確保するための手続について記載があるか。	
	規則第9条 四ロ	(略)			内閣府令 第5条四ロ	(略)	
	規則第9条 四ハ	(略)		内閣府令 第5条四ハ	(略)		
優先出資の発行等に関する事項	法第5条① 二	(略)		優先出資の発行等に関する事項	会社法整備 法第230条 ⑫二イ	(略)	
	規則第10 条	①総額、②優先出資の内容、③法第48条に規定する優先出資の消却を行う旨その他の消却に関する事項、④発行時期、⑤			内閣府令 第6条	①総額及び種類ごとの総額、②優先出資の内容、③新法第47条に規定する優先出資の消却を行う旨その他の消却に関する	

現 行				改 正 後			
	(新設) 規則第33条	各発行ごとの発行口数、⑥各発行により調達される資金の用途について記載があるか。 また、種類等を異にする債券の発行を予定する場合は、規則第33条の規定に留意するものとする。			新法第206条 規則第92条 内閣府令第6条	事項、④発行時期、⑤各発行ごとの発行口数、⑥各発行により調達される資金の用途について記載があるか。 また、種類等を異にする債券の発行を予定する場合は、規則第92条の規定に留意するものとする。	
	規則第10条	(略)			(略)		
特定社債の発行等に関する事項	法第5条① 二	(略)	_____	特定社債の発行等に関する事項	会社法整備法第230条 ⑫二〇	(略)	_____
	規則第11条	①総額、②特定社債の内容、③発行時期、④各発行ごとの発行価額、⑤各発行により調達される資金の用途、⑥信用補完又は流動性補完の概要、⑦償還の方法及び期限、⑧期限前償還を予定する場合はその内容、⑨特定社債管理会社又は信託会社(物上担保が付される場合に限る。)の商号又は名称について記載があるか。 また、種類等を異にする債権の発行を予定する場合は、規則第33条の規定に留意するものとする。			内閣府令第7条	①総額、②特定社債の内容、③発行時期、④各発行ごとの発行価額、⑤各発行により調達される資金の用途、⑥信用補完又は流動性補完の概要、⑦元本の償還及び利息の支払の方法及び期限、⑧期限前償還を予定する場合はその内容、⑨特定社債管理者又は信託会社(物上担保が付される場合に限る。)の商号又は名称について記載があるか。 また、種類等を異にする債権の発行を予定する場合は、規則第92条の規定に留意するものとする。	
	(新設) 規則第33条				新法第206条 規則第92条		
	規則第11条	(略)			内閣府令第7条	(略)	
特定短期社債の発行等に関する事項	法第2条6項 法第5条① 二 (新設)	特定短期社債を発行する場合には、法第2条第6項に規定する要件のほか、以下の事項について審査するものとする。	_____	特定短期社債の発行等に関する事項	会社法整備法第230条 ⑫二八 新法第2条 ⑧	特定短期社債を発行する場合には、新法第2条第8項に規定する要件のほか、以下の事項について審査するものとする。	_____
	規則第11条の2	①限度額②特定短期社債の内容、③発行時期、④各発行ごとの発行価額、⑤各発行により調達される資金の用途、⑥信用補完又は流動性補完の概要、⑦償還の方法及び期限、⑧期限前償還を予定する場合はその内容について記載があるか。			内閣府令第8条	①限度額、②特定短期社債の内容、③発行時期、④各発行ごとの発行価額、⑤各発行により調達される資金の用途、⑥信用補完又は流動性補完の概要、⑦元本の償還及び利息の支払の方法及び期限、⑧期限前償還を予定する場合はその内容について記載があるか。 また、新法第148条及び種類等を異にする債券の発行を予定する場合は、規則第92	
	(新設)	また、法第113条の2及び種類等を異にする債券の発行を予定する場合は、規則			新法第148条		

現 行				改 正 後			
	規則第33条 規則第11条	第33条の規定に留意するものとする。 (略)			規則第92条 内閣府令8条	条の規定に留意するものとする。 (略)	
特定約束手形の発行等に関する事項	法第5条① 二	(略)		特定約束手形の発行等に関する事項	会社法整備法第230条 ⑫二二	(略)	
	規則第12条 規則第33条	①限度額、②特定約束手形の内容、③発行時期、④各発行ごとの発行価額、⑤各発行により調達される資金の使途、⑥信用補完又は流動性補完の概要、⑦償還の方法及び期限、⑧期限前償還を予定する場合はその内容について記載があるか。 また、法第149条及び規則第32条の規定に留意するものとする。			内閣府令9条 規則第91条	①限度額、②特定約束手形の内容、③発行時期、④各発行ごとの発行価額、⑤各発行により調達される資金の使途、⑥信用補完又は流動性補完の概要、⑦償還の方法及び期限、⑧期限前償還を予定する場合はその内容について記載があるか。 また、会社法整備法第233条第34項において読み替えて適用する新法第205条及び規則第91条第1号及び第2号口の規定に留意するものとする。	
	規則第12条	(略)			内閣府令9条	(略)	
特定資産の取得に関する事項	法第5条① 三	【特定資産が不動産である場合】 (略)		特定資産の取得に関する事項	会社法整備法第230条⑫三 内閣府令第10条一イ	【特定資産が不動産である場合】 (略)	
	規則第13条一 ロ	【特定資産が指名金銭債権である場合】 (略)			内閣府令第10条一ロ	【特定資産が指名金銭債権である場合】 (略)	
	規則第13条一 ハ	【特定資産が信託の受益権である場合】 (略)			内閣府令第10条一ハ	【特定資産が信託の受益権である場合】 (略)	
	規則第13条二	(略)			内閣府令第10条一二	(略)	
	規則第13条三 ・四	取得予定時期及び取得予定価格(特定資産が確定している場合には、価格につき調査した結果等(法第38条第2項第7号又は第8号の事項を含む。))について記載があるか。			内閣府令第10条三・四	取得予定時期及び取得予定価格(特定資産が確定している場合には、価格につき調査した結果等(新法第40条第1項第7号又は第8号の事項を含む。))について記載があるか。	
	規則第13条五	(略)			内閣府令第10条五	(略)	
	規則第13条六	(略)			内閣府令第10条六	(略)	
特定資産の管理等に関する事項	法第5条①四 規則第14条一	特定資産の管理及び処分(以下「管理等」という。)に係る業務の受託者の商号又は名称、営業所又は事務所の所在地その他のこれらの		特定資産の管理等に関する事項	会社法整備法第230条⑫四 内閣府令第11条	特定資産の管理及び処分(以下「管理等」という。)に係る業務の受託者又は受託予定者の商号又は名称、営業所又は事務所の所在地	

現 行			改 正 後		
		者に関する事(これらの者が確定していない場合は、受託者として求められる要件)について記載があるか。		条一	その他のこれらの者に関する事(これらの者が確定していない場合は、受託者として求められる要件)について記載があるか。
	規則第14条二	(略)		内閣府令第11条二	(略)
	規則第14条三	(略)		内閣府令第11条三	(略)
その他特定資産の流動化に係る業務に関する基本的な事項	法第5条①四 規則第15条一	(略)	その他特定資産の流動化に係る業務に関する基本的な事項	会社法整備法第230条⑫五 内閣府令第12条一	(略)
	規則第15条二・三	(略)		内閣府令第12条二・三	(略)
	規則第15条四・五	資金の借入れを予定する場合はその旨及びその内容(借入金額、借入時期、借入期間、借入金の用途及び借入れに対する担保設定を含む。)並びに借入限度額について記載があるか。		内閣府令第12条四・五	資金の借入れを予定する場合はその旨及びその内容(借入金額、借入時期、借入期間、借入金の用途及び借入れに対する担保設定を含む。)並びに借入限度額について記載があるか。
	法第151条 規則第34条	また、法第151条及び規則第34条の規定に留意するものとする。		新法第211条 規則第94条	また、会社法整備法第233条第36項において読み替えて適用する法第211条及び平成18年内閣府令第49号附則第10条第3項において読み替えて適用する規則第94条の規定に留意するものとする。
	規則第15条六	(略)		内閣府令第12条六	(略)
	規則第15条七	(略)		内閣府令第12条七	(略)
	規則第15条八・九	(略)		内閣府令第12条八・九	(略)
	規則第15条十	優先出資の総額、特定社債の総額、特定約束手形の限度額又は借入限度額の変更の決定を行う場合には、以下の事項について審査するものとする。		内閣府令第12条十	優先出資の総額、特定社債の総額、特定短期社債の限度額、特定約束手形の限度額又は借入限度額の変更の決定を行う場合には、以下の事項について審査するものとする。
	規則第15条十イ	(略)		内閣府令第12条十イ	(略)
	規則第15条十ロ	(略)		内閣府令第12条十ロ	(略)

現 行				改 正 後			
	規則第15条十八	(略)			内閣府令第12条十八	(略)	
	規則第15条十二				内閣府令第12条十二		
	規則第15条十二	発行される優先出資又は特定社債（以下「優先出資等」という。）の取得の申込みの勧誘が証取法第2条第3項第2号ロ（少数私募）に該当する場合には、資産流動化計画及び資産流動化実施計画を優先出資等の申込証に添付する旨について記載があるか。			内閣府令第12条十一	発行される優先出資又は特定社債（以下「優先出資等」という。）の取得の申込みの勧誘が証取法第2条第3項第2号ロ（少数私募）に該当する場合には、資産流動化計画及び資産流動化実施計画を新法第40条第1項に規定する通知又は同法第122条第1項に規定する通知をするときに交付する旨について記載があるか。	
	規則第15条十二	資産流動化計画に記載される事項のうち、発行される資産対応証券に関する事項の内容を確定するための手続は当該発行が行われる前に行うものとし、かつ、一定の方法で速やかに確定した内容の周知を図る旨について記載があるか。			内閣府令第12条十二	資産流動化計画に記載され又は記録される事項のうち、発行される資産対応証券に関する事項の内容を確定するための手続は当該発行が行われる前に行うものとし、かつ、一定の方法で速やかに確定した内容の周知を図る旨について記載があるか。	
	規則第15条十三	(略)			内閣府令第12条十三	(略)	
	規則第15条十四	外国為替相場変動による影響、特定資産の流動化に係る法制度の概要、特定資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の一般投資家保護の観点から記載が必要な事項について記載があるか。			内閣府令第12条十四	外国為替相場変動による影響、特定資産の流動化に係る法制度の概要、特定資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の一般投資家保護の観点から記載又は記録が必要な事項について記載があるか。	

Ⅲ. 資産流動化実施計画

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
記載事項	法第6条 規則第16条	資産流動化実施計画（以下「実施計画」という。）の記載事項については、以下の事項について審査するものとする。	_____

Ⅱ. 資産流動化実施計画

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
記載事項	会社法整備法第230条⑮ 内閣府令第	資産流動化実施計画（以下「実施計画」という。）の記載又は記録事項については、以下の事項について審査するものとする。	_____

現 行			改 正 後		
	規則第16条一	第10条から第12条までに掲げる資産対応証券に係る事項の確定した内容(第10条第8号、第11条第10号、第11条の2第9号又は第12条第9号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。)について記載があるか。		14条	
	規則第16条二	第13条に掲げる特定資産の取得に関する確定した内容(第13条第5号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。)について記載があるか。		内閣府令第14条一	第6条から第9条までに掲げる資産対応証券に係る事項の確定した内容(第6条第8号、第7条第10号、第8条第9号又は第9条第9号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。)について記載があるか。
	規則第16条三	第14条に掲げる特定資産の管理等に関する事項の確定した内容(第14条第3号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。)について記載があるか。		内閣府令第14条二	第10条に掲げる特定資産の取得に関する確定した内容(第10条第5号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。)について記載があるか。
	規則第16条四	第15条第2号、第4号又は第8号に掲げる事項が確定されていない場合であって、同条第3号、第6号又は第9号に掲げる要件又は手続に従いその内容が確定した場合には、その確定した内容について記載があるか。		内閣府令第14条三	第11条に掲げる特定資産の管理等に関する事項の確定した内容(第11条第3号に掲げる要件又は手続に従い確定した内容を含む。)について記載があるか。
	規則第16条五～七	実施計画の直近の変更年月日、資産流動化計画において実施計画に記載すべきことが定められている事項及び附帯業務に関することについて記載があるか。		内閣府令第14条四	第12条第2号、第4号又は第8号に掲げる事項が確定されていない場合であって、同条第3号、第6号又は第9号に掲げる要件又は手続に従いその内容が確定した場合には、その確定した内容について記載があるか。
				内閣府令第14条五～七	実施計画の直近の変更年月日、資産流動化計画において実施計画に記載し、又は記録することが定められている事項及び附帯業務に関することについて記載があるか。

IV. 業務関係

項 目	関連条文	審 査 す る 内 容	チェック欄
特定資産の譲受けの要件	法第143条	特定資産の譲受けに係る契約書案に、譲渡人が、有価証券届出書等に記載すべき重要な事項につき、特定目的会社に告知する義務を有する旨について記載があるか。	
業務委託に関する要件	法第144条③	特定資産の管理等に係る契約書案に、以下に掲げる義務を有する旨について記載があるか。 一 受託者は、特定目的会社に帰属すべき資産を、自己の固有財産等と分別して管理すること。	

(削除)

(削除)	(削除)	(削除)	(削除)
(削除)	(削除)	(削除)	
(削除)	(削除)	(削除)	

現 行				改 正 後			
		<p>二 受託者は、特定目的会社の求めに応じ、特定資産の管理等の状況について説明しなければならないこと。</p> <p>三 受託者は、特定資産の管理等の状況を記載した書類を主たる事務所に備え置き、委託者の求めに応じ、これを閲覧させること。</p> <p>四 受託者は、有価証券届出書等に記載すべき特定資産の管理等に関する重要な事項につき知った事実を、遅滞なく特定目的会社に通知すること。</p> <p>五 受託者は、受託者の同意なく業務の再委託を行わないこと。</p>					
	④	<p>特定資産を信託する場合、当該信託に係る契約書案に、受託者が有価証券届出書等に記載すべき信託財産の処分等に関する重要な事項につき知った事実を滞なく特定目的会社に通知する義務を有する旨について記載があるか。</p> <p>なお、当該契約書案は、法第4条第2項第4号の規定に基づき提出があることに留意するものとする。</p>		(削除)	(削除)		
	法第4条 ②	<p>なお、当該契約書案は、法第4条第2項第4号の規定に基づき提出があることに留意するものとする。</p>		(削除)	(削除)		
	法第147条	<p>特定目的会社が不動産の管理等の業務を委託する相手方は、不動産特定共同事業法第6条各号のいずれにも該当しない者であるか。</p>		(削除)	(削除)		
信託受益権を譲り受ける場合の特例	法第145条	<p>特定資産として信託の受益権を譲り受けようとする場合、当該信託に係る契約書案に、当該信託の受託者が信託財産の管理等に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者に通知する義務を有する旨について記載があるか。</p> <p>なお、当該契約書案は、法第4条第2項第4号の規定に基づき提出があることに留意するものとする。</p>		(削除)	(削除)	(削除)	
	法第4条②	<p>なお、当該契約書案は、法第4条第2項第4号の規定に基づき提出があることに留意するものとする。</p>		(削除)	(削除)		

現 行	改 正 後
<p>別紙様式2（ひな型）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">特定目的会社登録証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 商号又は名称 代表者の氏名 印</p> <p>下記のとおり、特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第2条でなお効力を有するとされる改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第3条の規定により登録を受けて いる ことを証明願います。 いた</p> <p>（略）</p>	<p>別紙様式2（ひな型）（日本工業規格A4）</p> <p style="text-align: center;">特例旧特定目的会社登録証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>財務（支）局長 殿</p> <p style="text-align: right;">申請者 商号又は名称 代表者の氏名 印</p> <p>下記のとおり、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第230条第2項の規定により登録を受けて いる ことを証明願います。 いた</p> <p>（略）</p>

現 行

改 正 後

別紙様式3（ひな型） (日本工業規格A4)

別紙様式3（ひな型） (日本工業規格A4)

特定目的会社登録簿縦覧申請書

特例旧特定目的会社登録簿縦覧申請書

年 月 日

年 月 日

財務（支）局長 殿

財務（支）局長 殿

縦覧の目的			
登録番号	特定目的会社の商号	貸出印	返却印

縦覧の目的			
登録番号	特例旧特定目的会社の商号	貸出印	返却印

上記特定目的会社登録簿を縦覧したいので申請します。

上記特例旧特定目的会社登録簿を縦覧したいので申請します。

申請者氏名 _____

申請者氏名 _____

住所 _____

住所 _____

電話番号 () - _____

電話番号 () - _____

職業 _____

職業 _____

貸出	時	分
返却	時	分

貸出	時	分
返却	時	分

現 行				改 正 後		
別紙様式 4 (ひな型) (日本工業規格 A 4)				別紙様式 4 (ひな型) (日本工業規格 A 4)		
特定目的会社の登録状況に係る報告 (年 月 日 ~ 年 月 日) _____ 財務(支)局				特例旧特定目的会社の登録状況に係る報告 (年 月 日 ~ 年 月 日) _____ 財務(支)局		
前回報告時の 登録件数 (A)	当該期間中の移動状況		年 3 月 (又は 9 月) 末現在の登録 件数	前回報告時の登録件数	当該期間中の移動状況 登録取消件数	年 3 月 (又は 9 月) 末 現在の登録件数
件	件	件	件	件	件	件

現 行	改 正 後
<p>別紙様式 5 (ひな型) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">特定目的会社の特定資産残高等報告</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日 ~ 年 月 日)</p> <p style="text-align: right;">_____ 財務(支)局</p> <p>(略)</p>	<p>別紙様式 5 (ひな型) (日本工業規格 A 4)</p> <p style="text-align: center;">特例旧特定目的会社の特定資産残高等報告</p> <p style="text-align: center;">(年 月 日 ~ 年 月 日)</p> <p style="text-align: right;">_____ 財務(支)局</p> <p>(略)</p>